

平成24年12月第4回八街市議会定例会会議録（第4号）

.....

1. 開議 平成24年12月6日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 湯 淺 祐 徳
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 小 高 良 則
- 22番 中 田 眞 司

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

- | | | | |
|---|-----|---|---------|
| 市 | | 長 | 北 村 新 司 |
| 副 | 市 | 長 | 小 澤 誠 一 |
| 教 | 育 | 長 | 川 島 澄 男 |
| 総 | 務 部 | 長 | 浅 羽 芳 明 |
| 市 | 民 部 | 長 | 加 藤 多久美 |

+

市民部参事(事)国保年金課長	石 毛 勝
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介 護 保 険 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	佐 藤 幸 男
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総務部参事(事)総務課長	小 出 聰 一
厚 生 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事(事)農政課長	吉 野 輝 美
都 市 計 画 課 長	中 根 一 訓
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

+

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第4号)

平成24年12月6日(木)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（中田眞司君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

勝股建設部参事より、本日の欠席の届け出があり、かわりに中根都市計画課長が出席となります。

以上で報告を終わります。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次質問を許します。

最初に、公明党、服部雅恵議員の個人質問を許します。

○服部雅恵君

おはようございます。公明党の服部雅恵でございます。通告に従いまして、順次ご質問させていただきます。

質問事項1. 子どもの健全育成についてご質問いたします。

要旨（1）教育支援について。

文部科学省が公立学校の小学校6年生と中学校3年生に実施した平成22年度学力・学習状況調査によりますと、通塾率は全国で小学校6年生が47.4パーセント、中学校3年生では63.1パーセントとなっており、一昔前と比べて小中学生の塾通いは増加しております。そんな中、経済事情により塾に通えないというお子さんも少なくないのではないのでしょうか。私たち公明党は、10月29日に松山市に土曜塾の視察に行かせていただきました。松山市では市内の生活保護世帯を含め、経済事情により塾に行けない中学生に対し、学習の場を提供し、学習習慣を身に付けるとともに、対象生徒の自信や学習意欲を向上させる。また、対象生徒及び、その保護者等の高校進学に対する動機付けを行い、進学を目指すことで対象生徒及び、その保護者等の将来の選択肢を広げ、より安定した就職や収入増により、生活保護生体の再生と連鎖を防止することを目的として、市主催で土曜塾を開校しています。

塾長は元中学校長で、同塾には市内在住の中学1年生から3年生の46人が参加、市青少年センターの教室を毎週土曜日の午前午後の約6時間開放し、ボランティアの大学生サポーターが生徒の学力やニーズに合わせて、苦手な強化や授業でわからない内容などを無料で教えています。学びへの意欲に応えたいという、すばらしい取り組みだと思います。

そこで、お伺いいたします。

①家庭の経済事情で塾に行けない中学生に対する本市としての学習支援の取り組みはいかがか、お伺いいたします。

②本市として、家庭学習をサポートする土曜塾等の学習会を開催できないか、お伺いいたします。

質問事項2. 放置自転車対策と自転車駐車場についてご質問いたします。

要旨（１）自転車駐車場の利用状況について。

現在、市内には有料登録制自転車駐車場と無料自転車駐車場がありますが、八街駅北口に無料自転車駐車場がないことから、設置を望む声も聞かれます。

そこで、お伺いいたします。

①有料登録制自転車駐車場、無料自転車駐車場の利用状況について、お伺いいたします。

②八街駅北口に無料自転車駐車場の設置はできないのか、お伺いいたします。

要旨（２）放置自転車の実態について。

放置自転車とは、通勤・通学や買い物、不法投棄や盗難車の乗り捨てなどにより、駐輪場のような許可された場所以外に持ち主がそばにいない状態で放置された自転車とあります。本市では、駅周辺の放置自転車は比較的少ないように思いますが、中には歩道上に放置された自転車も見受けられます。

そこで、お伺いいたします。

①駅周辺の自転車整理区域における放置自転車の実態について、お伺いいたします。

②放置自転車に対する警察との連携について、お伺いいたします。

以上で、私の登壇しての質問を終わります。明解なるご答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問 12、公明党、服部雅恵議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項 2. 放置自転車対策と自転車駐車場について答弁いたします。

（１）①、②につきましては、関連しておりますので一括して答弁いたします。

八街駅においては、5カ所の市営駐車場がありますが、駅南側の第1と北側の第5は、利用登録の必要な有料駐車場となっており、登録率は合わせて68パーセントでございます。駅南側の第2から第4は、無料駐車場となっており、多くの方々に利用されております。

毎年、駐車場の利用は4月から5月がピークになり、全体で約3千400台の利用可能台数に対し、約2千台の利用があり、利用率は約60パーセントでございます。このことから、八街駅北側に、新たに無料駐車場を設置することは、現在考えておりません。

買い物などで、JRなどを利用し、一時的に自転車等を駐車したい方に対しましては、八街駅南側の無料駐車場を利用されるようお願いしております。

また、榎戸駅においては、3カ所の市営駐車場があり、全て無料駐車場でございます。駅西側の第1と東側の第2は、多くの方々に利用されておりますが、東側の第3の利用は少ないようであります。全体で約900台の利用可能台数に対し、約480台の利用があり、利用率は約54パーセントでございます。

次に（２）①、②につきましては、関連しておりますので一括して答弁いたします。

八街駅及び榎戸駅周辺には、自転車等の放置を防止し、良好な都市環境の確保と交通の円滑化を図るために、自転車等整理区域を指定しており、この区域内に放置された自転車等につきましては、警告し、保管場所に移動するとともに、告示しております。その後、「放

置自転車所有者に返還する目的で行う照会業務に関する協定」に基づき、警察署へ所有者や盗難届の有無についての照会を行い、所有者に返還の通知をしております。

また、告示をした日から3カ月間を経過しても引き取りのない自転車につきましては、車両登録の抹消を行い、市社会福祉協議会へ無償で払い下げております。既に盗難届の提出されている自転車につきましては警察に引き渡しております。

平成23年度においては、310台移動し、そのうち警察に引き渡した台数は23台、所有者に返還した台数は45台でありました。その際に保管手数料の徴収を行っており、所有者に返還した車両の保管手数料として、自転車は2千円、原動機付自転車は4千円と定めております。

○教育長（川島澄男君）

質問事項1. 子どもの健全育成について答弁いたします。

(1) ①ですが、市内4中学校では、3年生の受験に向けた学習支援を次の方法で実施しています。

1. 夏休み等の長期休業を利用した補習。
2. 部活動引退後、放課後に受験対策の補習。
3. 「家庭学習の手引き」の配付や学校だより、学年だより等による定期的な家庭学習方法の紹介。
4. 校内掲示による学習のポイントや受験の傾向と対策の紹介。

今後も補習の場の設定、学習習慣の確立につきましては、各中学校と教育委員会が協力して工夫・努力をしております。

次に、②ですが、本市としては、家庭学習をサポートする土曜塾等の学習会の開催は考えておりません。現在、社会教育において、地域で学校を支えるボランティア団体の「みらい塾」を順次立ち上げております。

活動内容は、校舎や敷地内の環境整備が主であり、地域連携の基礎を作っている段階です。休日の学習支援は行っておりません。休日の学習支援を継続的に行っていくためには、人材発掘、施設管理、児童・生徒の安全管理など、さまざまな課題があり、解決していかねばなりません。学習支援については、将来の発展的な理想像として、視野に入れていきたいと考えております。

○服部雅恵君

ご答弁ありがとうございました。自席にて何点か、再質問させていただきます。

まず、子どもの健全育成についてということなのですが、ここ数年の本市の高校進学率について伺いたいと思います。そのうち、生活保護世帯の児童の進学率もあわせてお答えいただければと思います。

○教育次長（長谷川淳一君）

市内の中学校の進学率でございますけれども、過去3年間でお答えさせていただきたいと思います。

平成21年度が98.6パーセント、平成22年度が98.9パーセント、平成23年度が95.9パーセントとなっております。

また、生活保護家庭の進学率ということでございますけれども、平成21年度は90パーセント、10人のうち9人が進学ということでございます。平成22年度は100パーセント、7人中全員が進学となっております。平成23年度は77.7パーセント、9人中7人が進学というようになっております。

○服部雅恵君

先日、視察にいきました松山市さんでも、この高校進学率を踏まえて、生活保護世帯分については、厚生労働省の社会的な居場所づくり支援事業の補助金を活用して、この事業に踏み切ったとお伺いいたしました。親の所得の格差が教育格差につながる負の連鎖が指摘される中、この学ぶ意欲のある生徒をサポートするという必要性を強く感じておりますが、その点はいかがでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

可能な限りの支援はさせていただきたいなと思っております。

○服部雅恵君

先ほど、夏休み等の補習というお答えがありました。これにはどれくらいの児童が参加されるのでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

正確な数字ではありませんけれども、各学校50人程度の参加があるということでございます。

○服部雅恵君

やはりこの補習だけでは補いきれない部分はあるんじゃないかと思えます。また、松山市さんの話になりますが、最初この事業で30名の参加を目指していたそうなんです。そのところ、46名の応募があり、この全員を受け入れたそうです。今年度6月から始まった事業ということで、今後の課題は現在精査中とのことでしたが、生徒からはサポーターである大学生を通じて、大学が身近に感じられるようになったとの意見やエピソードとしては、最初は茶髪でやる気がなかったような子が、回を重ねるごとにやる気を出してきた等、また、仕事をしていなかった親御さんが、子どもの姿を見て前向きになった。また、サポーターの大学生にとっても教育現場でしっかり自分にとって勉強になっていると、さまざまないろんな角度での成果が伺えるということなんです。本市としまして、今、休日の学習支援は行わないというお話がありましたが、ぜひ、前向きなご検討をいただきたいと思うんですが、もう一度、お答えいただけますでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

繰り返しになりますが、現在、本市ではボランティア活動ということで、みらい塾を各学区で立ち上げております。この学区の中で、交進みらい塾などは、九九の掛け算を教えているというようなことも聞いておりますけれども、ただ、実際継続的に学習支援、塾的

なものを開催するとなると、なかなか人材を発掘するというのは難しい状況でございますので、将来的には、そういうことを見込んだ形で、みらい塾の活動を発展させていければいいなというふうには考えております。

○服部雅恵君

では、そのみらい塾の内容をもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

先ほども教育長からご答弁しましたけれども、校舎や敷地内の環境整備というような、公営のボランティア活動を中心にして行っております。

○服部雅恵君

これには、どれぐらいの子どもたちが。みらい塾は大人に対してですか。

○教育次長（長谷川淳一君）

子どもたちでございます。

○服部雅恵君

これには、どれぐらいの子どもたちが参加をされているのでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

申し訳ございませんけれども、今その人数についてはデータがございませんので、後ほど答えさせていただけると思います。

○服部雅恵君

今、校舎、敷地内の環境整備というお話がありましたが、それだけではなく、やはり学びたくても学べない、また、なかなか授業についていけない。そこをしっかりと、身近な大学生がわかるまで教えてくれる。そういうサポートも大事なことかと思えます。新しいことを始めるには、なかなか大変かと思えますが、一歩踏み出すということも必要じゃないかと考えております。

また、子どもの健全育成という観点からも、福祉と教育分野、この連携というのがとても大事だと思うんです。子どもの進学に関する支援を市全体でしていくということが望まれますが、その点はいかがでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

教育委員会と福祉関係との連携について、学習支援という面では特に行ってはおりません。ただ、保護者に身体的な障がいがある方ですとか、子どもたちの中でも何か障がいを持っている方、そういう方たちがいる場合については、担当課と連携を図りながらケース会議等を開いて支援について検討しているというような状況でございます。

○服部雅恵君

やはり福祉と教育というのは、切り離せないものだと思うんですね。ですので、しっかりこれから連携をとっていただいて、一歩でも前進していただきたいとご要望いたします。

では、続きまして放置自転車の件についてお伺いいたします。

駅周辺よりも、私は駅から離れた場所で乗り捨てられているという自転車を多々見かけま

+

すが、市内全体の乗り捨て自転車といえますか、放置自転車の実態というのは、おわかりになりますでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

私の方で全体というよりも、駅の南北周辺で自転車の整理区域という形で捉えていますので、そちらの点から答弁させていただきます。

過去、本年を含めて5年間の台数について答弁させていただきます。平成20年度におきましては593台を撤去しまして、平成21年度は396台、平成22年度が385台、平成23年度が310台、本年度につきましては12月3日現在で195台でございます。

○服部雅恵君

撤去数が今出されましたが、先ほどの答弁の中にもあったのですが、返還状況をもう一度、教えていただけますでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

返還につきましては、平成20年度が122台、平成21年度が97台、平成22年度が86台、平成23年度が68台、本年度が12月3日現在で23台でございます。

○服部雅恵君

ありがとうございます。例えば盗難されて撤去に至ったという場合は、この保管された自転車について保管量というのは、どうなりますでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

今、うろ覚えで申し訳ないのですが、後で出しますけれども、たしか盗難に対しては無料だったと思います。

○服部雅恵君

それでは、撤去された自転車の活用について、お伺いしたいと思います。

○建設部長（糸久博之君）

撤去された自転車等につきましては、社会福祉協議会の高齢者の共同作業所で修理をしまして、それを再利用してございます。これにつきましては、平成20年度につきましては、311台を販売しております。平成21年度は222台、平成22年度は192台、平成23年度は186台、本年度が11月末現在で113台を販売しております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。大分、販売台数もありますので、そういうふうにご利用されているんだったらいいかなと思いました。

あと、放置自転車禁止、また乗り捨て禁止などの呼びかけを盛り込んだPR紙等の作成等、お考えはありますでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

盗難等につきましては、各自自転車の駐輪場の方に看板を置いております。また、広報紙等でも行っているところでございます。また、盗難につきましては、そういった啓蒙を図ってまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

この乗り捨てにつきましては、やはりモラルの問題ですよね。自分の物でない自転車に乗っていくというのは、本当に犯罪になりますので、また、新潟市さんでは、駐輪場の登録の際にニックネーム防犯ナンバーの入ったナンバープレートを付けることで、この自転車に対する愛着を持たせ、自転車を大事にする気持ちを育て、乗り捨てを防止するという取り組みもなされておると伺いました。今、自転車も大分安く購入できるようになりまして、なくなれば、また、買えばいいみたいな、そんな風潮もあるのかなと思います。私も昔、自転車に乗っておりましたが、本当にぼろぼろになって買い替えようかなと、自転車屋に行って、それでも愛着がありまして、かごだけ付け替えて帰ってきた覚えもありますが、本当に自分の物を大事にする、そういうやはり意識付けも大事なことかなと思いますので、ぜひ、また、そういうPRといいますか、例えば学校に配布するとか、そういうことも、これから考えていただければいいかなと思います。本市でも乗り捨て防止の取り組みが本当に必要と思われませんが、その点いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

私の方から放置自転車につきましては、先ほどの市長答弁でもありましたように、平成23年、310台移動して警察に引き渡した台数が23台。それから、所有者に返還した台数が45台ということで、所有者がわからないという部分から見ると、大部分が盗難車ではないかというように思われますので、その点から私の方から答弁をさせていただきますけれども、市の方では防犯キャンペーンの一環ということで、例年、警察あるいは地域の防犯のボランティアの団体と駅の自転車の駐車場において自転車防犯診断というのを行っておりました、今年度も10月に実施をしております。その内容でございますけれども、自転車駐車場に止めてある自転車1台1台に対しまして、鍵の二重ロック、それから防犯登録の有無、これらのチェックを行います。それで、これらがされていないものにつきましては、注意を促す札、これを巻き付けて放置自転車の増加につながるような自転車の盗難防止、これを図っているというところでございます。

○服部雅恵君

ありがとうございます。本当に、今は個人情報とかで、住所とか名前を書かなくなったと思いますよね。私は昔は住所、名前、電話まで書いてありまして、私も盗まれましたが電話がかかってきて、遠くまで取りにいったということも、何回かありました。また、そういう鍵の二重ロック、登録の有無、そういうことも、持ち主にもしっかりと自分で自分の物を大事にするという、そういう意識もしっかり付けながら、この盗難防止、また、乗り捨て防止の取り組みをしっかりこれからもしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○教育次長（長谷川淳一君）

先ほど、交進みらい塾の参加の人数でございますけれども、今年度、掛け算九九のおさらいということで、3年生が20人、それから1年生が繰り上げ、繰り下げ、これで15人ぐ

らの参加があるということでございます。

○議長（中田眞司君）

以上で、公明党、服部雅恵議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、川上雄次議員の個人質問を許します。

○川上雄次君

おはようございます。公明党の川上雄次です。今、12月4日の告示を受け、国の命運を決める衆議院選挙が行われております。民主党による3年3カ月にわたる政権運営は、経済や外交問題、東日本大震災からの復興や原発事故への対応の遅れなど、大きな、そして目にあまる失政の連続で、民主党に政権担当能力がないことを白日の下にさらしました。この選挙に多くの有権者の皆様に投票所に足を運んでいただき、日本の再生と政治への信頼が回復することを強く願います。

それでは、執行部の皆さんの積極的な答弁を期待して、本議会に通告しました4項目の質問を行います。

最初の質問は、電気料金について伺います。東京電力福島第一原発の事故に伴い、火力発電所の稼働率の増加で大幅な発電でコストが上昇し、全国各地の電力会社では電気料金の値上げが相次いでおります。このため企業や行政、各家庭では電気料金が大きな負担となり、問題となっています。

私は、これまでの議会で防犯灯の電気料金については毎月支払うのではなく、一括して年払いする割安な電気料金体系にすべきと提案しました。また、経費節減に大きな成果が期待される、LED防犯灯への切り替えをESCO事業で実現できないかと提案しました。幸い本年度から東京電力への年間一括払いが実現して一定の電気料金の引き下げが実現し、成果を上げることができました。これには、関係各課の努力に感謝したいと思います。しかしながら、本市の厳しい財政事情を考えれば、さらなる経費削減の努力が必要と思います。

そこで、質問要旨の1は、本市では庁舎内の照明や防犯灯を全部LEDに変えた場合の経済効果について検討しているでしょうか伺います。

次に、庁舎内の照明や市内の防犯灯をリース契約にして、大幅な電気料金の節減と設備の更新に成果を上げている自治体が続出しております。茂原市では平成24年度の新規事業として20ワット型、蛍光灯の防犯灯7千450灯全てをリース方式でLED防犯灯にしました。茨城の取手市は防犯灯9千700灯を10年間のリース契約することで、6千200万円の経費削減を見込んでいます。経費削減以外にLED防犯灯には虫が集まりにくいという効果もあり、流山市や白井市、神栖市でもLED防犯灯のリース契約が始まっています。こうした他市の成功事例に学ぶことは大切な改善改革の手法です。

そこで、質問要旨の2は、庁舎内の照明や市内の防犯灯をリース契約で全面的にLEDに切り替えるべきと思うが考えを伺います。

次に、電力事業者の自由化により、福島第一原発事故の後、太陽光発電に代表される、再生可能なエネルギー買い取り制度が始まるなど、電力をめぐる環境は大きく変わっておりま

す。中でも東京電力以外のP P S（特定規模電気事業者）などの電力供給事業者から電気が買えるようになりました。その結果、まとまった電力需要があれば、電力価格を低く契約する事ができ、今、各地の自治体では東京電力を含め、複数のP P Sから入札を行い、電気料金を低減する改革が行われています。

そこで、質問要旨3は、本市でもP P S（特定規模電気事業者）の活用で、大幅な電気料金の削減を実現すべきと思うが考えを伺います。

次の質問は、産業の振興について伺います。

北村市長が掲げる「活力と希望あふれる八街」をつくるための、8つの政策目標には、「農業、商業、工業を大切に作る街づくり」があります。八街市を北総の中核都市として発展させる、活力ある街づくりには産業の振興が欠かせません。それには、地場産業の支援、基幹産業の農業を担う経営体強化、地域資源の掘り起こし、創業企業支援やコミュニティビジネスの創出など、産業振興を市が主体的にビジョンを描き、積極的に主導して産業基盤の強化や振興策を打ち出す事が望まれます。そのことが地域の雇用、街の活性化、市財政の強化にもつながります。

そこで、質問要旨1は、市の発展に不可欠の主体的な産業振興策について、その取り組みを伺います。

次に、八街市が全国に誇る特産品として「日本一の落花生」があります。この日本一の落花生、ピーナッツの知名度の向上が、八街市の農業や商業、交流人口の増加に貢献することは間違いないと思います。せっかくの日本一の評価をもっとアピールする必要があります。私ども会派、公明党は、地域の特産の知名度向上に成功している愛媛県八幡浜市に視察に訪れました。同市では行政が全面的にバックアップして八幡浜市「ちゃんぽん知名度向上」プロジェクトを立ち上げ大きな成果を上げています。ちゃんぽんと言えば九州、長崎が有名ですが、実は八幡浜市も市内に50店舗を超える「ちゃんぽん」提供する店が昔からあり、魚介ベースのおいしいちゃんぽんが食べられていました。このことに、市の商工会議所の青年部が注目して「ちゃんぽん知名度向上」プロジェクトによる町おこしが始まりました。これが大成功していました。さまざまな取り組みやイベントを行う中で一番効果があったのは行政のバックアップであり、中でも副市長の提案だったそうですが、平成22年に市役所の職員、産業建設部、商工観光係長を「ちゃんぽん係長」に任命したところ新聞各社、雑誌社、多くのテレビ局などのマスコミから取材やテレビ出演の要請が殺到し、一気に「八幡浜市ちゃんぽん」の知名度が向上したとのことです。市役所の職員を「ちゃんぽん係長」と命名してPRした経済効果は、はかり知れず、反響の大きさに大変驚いているとっておりました。

本市には日本一の落花生があり、市が先頭になってPRに努めて、ゆるキャラサミットをはじめ、いろいろなイベントに取り組んでいただいております。より、インパクトのある「ピーナッツ課長」を任命して、落花生の知名度を上げる工夫は行えないでしょうか。

そこで、質問要旨の2は、日本一の落花生をPRするため、市が推進役となり、ピーナッツ課長を任命し、特徴ある情報発信ができないか伺います。

次に、避難所の数、装備、防災対策について質問します。

東日本大震災以降、日本は地震の活動期に入ったと言われており、南海トラフ巨大地震や首都圏直下型の大地震は、いつ発生してもおかしくない状況であります。中でも、首都直下型は東京、千葉、神奈川などを含む南関東地域で発生するマグニチュード7級の大地震で「東京湾北部」「立川」「三浦半島」など18地点で発生が予想される直下型で、政府の地震調査研究推進本部によれば、発生確率は30年以内に70パーセント、東京大学地震研究所によると4年以内に50パーセントと言われております。八街市も地震に対する万全の備えが必要です。

そこで、質問要旨の1は、非常時の避難所の数、備品の内容について十分な対策が行われているのか伺います。

次に、ハードの備えに続いて、ソフトの備えは万全でしょうか。災害の発生時に住宅の倒壊やライフラインの途絶により自宅で生活できない人々や帰宅困難者などには速やかに避難所を開設しなくてはなりません。そして避難者を収容し、食料や水、生活用品等の救援物資を提供していく必要があります。そのために、近年日本で発生した自然災害でのさまざまな教訓を活かした避難所運営マニュアルによる防災対策の備えが不可欠です。

千葉県では平成21年10月に災害時における「避難所運営の手引き」を作成して、各市町村ごとに避難所運営マニュアルを作成することを求めています。

そこで、質問します。

本市では、避難所ごとに避難所運営マニュアルは準備されているのか伺います。

また、地域防災の拠点として、各地域のコミュニティセンターが地域の集会や防災訓練の場として活用されていますが、災害時に避難所になっているところは、ごく一部です。多くのコミュニティセンターや区の会館はその位置付けが不明確です。

そこで、質問要旨の3は、地域のコミュニティセンターなどの災害時の位置付けについて伺います。

次に、本市の保育園や小中学校は全て災害対策基本法上の避難場所として指定されていますが、県立八街高校は避難所に指定されていません。県下の県立高校は、ほとんど避難所に指定されており、近隣では成田市で4校、東金市では7校、佐倉市では4校の県立高校や施設が避難所に指定されております。八街市に1つしかない県立八街高校は、なぜか避難所に指定されておられません。県立八街高校が他市のように避難所に指定されれば、災害時に帰宅できない生徒や地域の市民のためにも活用できます。

そこで、質問要旨の4は、小中学校に続き、八街高等学校も避難所として整備すべきだが考えを伺います。

最後の質問は、高齢者の運転免許証の返納制度について質問します。

昨年に続き、高齢者の運転免許証の返納制度については、二度目の質問になります。

運転免許証の自主返納制度は、高齢など加齢に伴う身体機能や認知能力の低下などの理由により、もう自動車などを運転しないので運転免許証を返したいという方が、申請により運

転免許証を返納する制度です。特に最近では、高齢者が運転を誤りコンビニに飛び込んだり、高速道路を逆走する事件が多発しております。そのため、交通事故を心配する家族や周辺の方々からの相談が警察にも多数寄せられております。しかし、免許証の返納後に自分の身分を証明する手段を失うことが心配で、返納をためらう高齢者の人が少なからずおります。

そこで、全国の自治体では、免許を自主返納する高齢者に身分証明書のかわりにもなるし、また、市民生活に必要性が増している住基カードを無料で発行する自治体が増えております。本市でも、本年65歳以上の高齢者が20パーセントを超え、高齢化の時代を迎えております。北村市長の言われる、高齢者に優しい街づくりのためにも、ぜひ、運転免許証の返納制度への助成をお願いしたいと思います。

そこで、質問は、免許を自主返納する高齢者に身分証明書にもなる住基カードを無料で発行できないでしょうか。

以上、登壇しての4項目の質問を終わります。明解なるご答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問13、公明党、川上雄次議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 電気料金について答弁いたします。

(1) (2) につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

庁舎内の照明や防犯灯に係る費用といたしましては、電気料金、管球の交換費用及び故障等による照明器具の改修工事費用が必要となっております。

また、LED照明機器に切り替える場合の費用といたしましては、管球の交換費用及び照明改修工事費が必要となります。LED照明機器に交換することの効果といたしましては、消費電力が約半分に低下することにより、電気料金の削減が認められるほか、LED照明の寿命が長いために、交換費用が少なくすむことなどが経済効果として挙げられます。

また、最近実施されてきましたLED照明のリース方式は、神奈川県箱根町で庁舎内照明、茂原市で防犯灯をリース契約した旨の報道は承知しております。現在の照明機器の照度と同等のLED照明の設置をリース方式で実施する場合、電気料金の削減額の範囲内で、どこまで交換可能であるのかななどを早急に検討してまいります。

次に(3)ですが、東京地区を電力供給地区としている特定規模電気事業者8社に、電力供給の可否について調査したところ、供給可能との回答を得たのは4社でございました。そのうち、学校とグラウンド等の照明施設のみ供給可能な事業者が1社、クリーンセンター及び学校給食センターの産業用電力を除く施設に対し、供給可能な事業者が1社、残りの2社は入札公告の内容次第とのことでした。今後の導入にあたり、特定規模電気事業者の電力供給状況、一括発注または分割発注といった発注方法及び契約内容の検討を進めてまいりたいと思います。

次に、質問事項2. 産業の振興について答弁いたします。

初めに(1)ですが、本市の農業は消費者に新鮮で安全な農産物を供給するとともに、緑地としての環境保全、市民との交流を通じたコミュニティの形成など、多面的な機能を担っ

てまいりました。しかしながら、現在の農業を取り巻く環境は、都市化の進展に伴う農業環境の変化、農業従事者の高齢化、後継者不足などにより、農家と農地の減少が進んでおり、持続可能な農業を実現する本格的な対策が急務であることは認識しております。このため、学校給食と農業の連携を図り、地産地消を拡充するため、本市で収穫された小麦を使い、学校給食用パンを提供するための事業を推進しており、現在、準備を進めているところでございます。

そのほか、従前より実施してまいりました施策として、園芸・農産部門では、補助事業を活用した機械化・施設化による生産体制の確立と消費者ニーズに対応した減農薬・減化学肥料で生産される「ちばエコ農産物」の推進、環境に優しい農業を実践するために、土づくり等の持続型農業への取り組みに対する支援、また、畜産部門では、優良素畜等の導入や飼料自給率の向上による安定的経営発展を進めるとともに、耕種農家と連携した、堆肥等の低利用資源を活用する環境保全型農業を引き続き支援することにより、本市の農業振興を図ってまいりたいと考えております。

また、商工業の産業振興といたしましては、これまで各商店会が負担している街路灯の電灯料への助成や駅前活性化対策として「八街ティー・エム・オー構想」に基づき、各種事業を地元商店街及び八街商工会議所と連携し、取り組んできたところであり、具体的な事業といたしましては、八街駅南口の空き店舗対策として活用した八街市推奨の店「ぼっち」「ブランみなみ」及び「ギャラリー悠々」を開設し、駅前の賑わいを創出したところでございます。

さらに、中小企業の経営安定化・近代化を推進するために、市の制度資金及び利子補給制度等の充実に努めているところでもありますので、今後も市内で唯一の商工団体である八街商工会議所や金融機関等と相互の情報を共有しながら、さらなる連携強化に努め、産業振興を図ってまいりたいと考えております。

次に（２）ですが、八街産落花生につきましては、平成１９年に特許庁の地域団体商標登録制度に商標登録されたことにより「八街産落花生」という名称は使用が制限され、味や品質などの信用がより一層高まり、テレビ等のメディアから落花生についての取材、または落花生購入の問い合わせなど全国各地からあります。このようなことから、八街産落花生は、多くの方々に認知されているものと思われませんが、八街産落花生のブランドを堅持するため、八街市優良特産落花生推奨協議会、落花生業者会及び八街市推奨の店「ぼっち」とともに各種イベント等においてPR活動を行っております。

今年度につきましては、「東京タワー」や「木更津アウトレット」での千葉物産展及び埼玉県所沢市での「所沢フェスティバル」や羽生市での「ゆるキャラさみっと」への参加など市内外及び県外を含め１８のイベントへ参加し、さまざまな方々にPRを行ってきたところでございます。

なお、今週末の８日・９日には岐阜県岐南町で開催される「ぎなんフェスタ」に西日本で初の落花生PRを兼ねた物産展に参加、来年１月には「ぐるっとちば北総号」運転に伴う車

内でのPR、2月には再度「木更津アウトレット」での販売や各幼稚園及び保育園で行う節分時に落花生を配布する予定であります。

また、八街商工会議所落花生部会では、落花生の作付から収穫や加工から製品になるまでのPR用のDVDや冊子を作成し、市内の小中学校に配布して教材としても利用されております。

さらに、販路拡大の1つといたしまして、八街市推奨の店「ぼっち」ではインターネットを活用した販売を実施したほか、本年度に八街市優良特産落花生推奨協議会の推奨店と郵便局とが連携し、市が印刷物などをサポートし、ふるさと小包での販売を展開する予定でもあります。今後も引き続き、さまざまな場所や機会を捉え、本市の特産品落花生のPRに力を入れてまいりたいと考えております。

なお、ピーナッツ課長の任命に関しましては、その必要性を含め、検討してまいりたいと思います。

次に、質問事項3. 避難所の数、装備など、防災対策について答弁いたします。

(1) ですが、市では、避難場所につきましては、公共施設を中心に30カ所を指定しております。現在、備蓄倉庫内における物資等につきましては、食料品、毛布、ビニールシート、土嚢袋、発電機、投光器などを備えております。

なお、本年9月に発電機、投光器、それぞれ10台を新たに設置する予算措置を行ったところであり、災害に備えて、さらに備蓄品の整備を図ることが必要と考えていることから、今後、より一層の備蓄品の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に(2)ですが、避難所の運営につきましては、原則として避難者の自治によって行うものであり、市といたしましては、自治組織が立ち上がるまでの初期対応を行うとともに、住民組織のリーダー指名、避難所自治組織の確立、ボランティア活動のための環境整備等、円滑な運営が行われる環境づくりを支援してまいりたいと考えております。

現在、市では、避難所付近に居住する職員をあらかじめ定めておき、直接現場に駆け付け、すみやかに、避難所が開設されるような体制づくりに向けて準備を進めているところであり、また、実際に避難所運営を行っていくためのマニュアル作成についても準備を進めているところでもあります。

次に(3)ですが、市が指定する避難所につきましては、多くの避難者を収容する必要があることや備蓄品の整備、物資の供給体制の整備などを考慮して、現在、公共施設を中心として指定しております。

なお、避難場所として指定されていない地区のコミュニティセンターにつきましても、災害が発生し、地域の皆さんが早急に避難する場合には、緊急的・一時的な避難場所として活用していただくことが、有効な手段として考えられることから、今後、活用方法について、区と情報交換などをしていく中で協議検討してまいりたいと考えております。

次に(4)ですが、市では、避難場所につきましては、各小中学校・各保育園などの公共施設を中心として、市内全域に指定しております。ご指摘の高等学校につきましては、避難

場所として利用できるよう応援協定を締結している自治体が多いようです。本市でも先般、学校法人千葉黎明高等学校と避難所施設利用に関する協定を締結したところであります。今後は、県立高等学校につきましても、施設利用や人的支援等も含めた応援協定について検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項４．高齢者の運転免許証の返納制度について答弁いたします。

(１) ですが、高齢または身体能力の低下等の理由により、運転免許証を自主返納された方に対しては、本人の申請により、運転免許証にかわる本人確認書類として、平成14年より公安委員会から運転経歴証明書が交付されております。

また、平成24年4月1日からは制度改正がされ、運転経歴証明書を申請することができる期間が、運転免許証の返納後1カ月以内から5年以内へと延長されるとともに、氏名、住所の変更や破損等による再交付が可能となり、利便性の向上と本人確認書類としての機能確保がされております。これにより、運転免許証を自主返納された方が、顔写真入りの公的な身分証明書を喪失してしまうことはありません。

このようなことから、運転免許証を自主返納した高齢者に限定した住民基本台帳カードの無料交付は、今のところ考えておりません。

○議長（中田眞司君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時54分)

(再開 午前11時04分)

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○川上雄次君

ご答弁、大変ありがとうございました。それでは、自席にて何点か、再質問させていただきます。

初めの電気料金についてでございますが、ご答弁の中でLEDに変えること、また、PPS、特定規模電気利用者導入へのメリットということを認識していただいているということで、大変前向きな答弁であると捉えております。私ども会派、公明党では、今年の9月に、このPPSを導入した埼玉県和光市さんが導入したばかりですので、その経緯を勉強に視察させていただきました。

そのとき担当の方は、和光市が導入したのは、他市もたくさん導入していると。参考になるかどうかというお話で、実は簡単なことなんですと。何の困難もなくスムーズに行ったというお話でした。そのときの細かなデータもいただけてきましたので、後で担当の方にはお渡ししたいと思うんですけれども、このPPS、特定規模電気利用者に切り替えたことによって、電気代の削減効果は1千300万円と、そういう数値も出ております。そういった意味では、これは早期に導入すべきだと思うんです。和光市さんの場合は、入札ではなくて、

随意契約、見積もりを4社から集めたということで、その4社の中で金額がいろいろとおっしゃってまして、800万円から1千200万円までの削減効果があったということの中で、一番効果の高い会社を選んだということなんですけれども、八街で導入した場合の試算というのは、細かな、そういった試算については検討したのでしょうか。そこまでの取り組みがあるかどうか、お伺いします。

○財政課長（吉田一郎君）

試算まではしてございません。

○川上雄次君

ぜひ、その辺の他市の防犯灯の数とか、また、小中学校の電気料金の、キュービクルを導入していますので、どのくらいの電力を使っているとか、そういうことも含めて早急にこれは導入に向けての取り組みをお願いしたいと思うんですけれども、これは八街市でも取り組むというふうに捉えてよろしいですか。

○財政課長（吉田一郎君）

今、私が試算していないということは、PPSに関しての話でございまして、庁舎につきましては、今現在40ワットを使っております、それから消費電力43ワット、それがLEDですと21ワットになります。

そして、今、執務室で減灯している部分を含めると、約100万円ほどのリース料金ならば可能なかなというふうには、一応の試算はしておるんですけれども、そのほかに、会議室等のことを考えますと、どこまでの範囲なのかというところでございます。

○川上雄次君

LED化するということは、基本料金がずっと安くなったりとか、また、補修の費用もかからなくなってくる。長寿命であるという、さまざまなメリットがありますので、防犯灯以外でも庁舎でも導入しているところは、先ほど市長の答弁の中にも箱根町さんの話がありましたけれども、他の市でも、庁舎を含めてやっているところが増えてきております。そういった意味で、いい取り組みですので、お金がかかる要望ではなくて、お金がかからなくなるというお願いですので、ぜひとも、前向きに早期に導入してもらいたいと思います。

あとLEDの防犯灯についてなんですけれども、これは虫を寄せ付けないという特徴、虫が寄り付かないということで、環境にも優しいということで、畑や何かのところにつける防犯灯についても、農作物に被害が少ないということもあるんですけれども、本市の防犯灯の設置状況を見ると、畑の多いところには防犯灯が少ないところがあるんですけれども、あれは、やはりその辺の虫の問題とか、生育の問題とかがあって、なかなかつけられないというところもあるのでしょうか。防犯灯設置についての状況についてお伺いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

防犯灯の設置の基準ということでございますけれども、防犯灯の設置管理要綱というのがございまして、その中で申し上げますと、防犯灯の設置、調整については、地域団体の申請に基づいて、市が行うということで、設置の間隔が50メートル以上を原則としているとい

うことで、お話をさせていただいています。その中では、今ご指摘がありましたように、例えば畑につけてしまいますと、害虫が寄ってきてしまって、作物に影響があるというようなこともございますので、その辺の考慮を含めた中で基準に基づいて設置をしているというような状況であります。

○川上雄次君

市内を回りますと、非常に防犯灯が少ないところがありまして、畑地が広がってしまっていて、やはり虫が来るから困るというような声も聞いているものですから、これがLEDに変わっていけば、そういった問題が解消されると思いますので、ぜひとも、LED化に全部の防犯灯を変えていくということを積極的にお願ひしたいと思います。

つきましては、次の産業の振興についてですけれども、ピーちゃん・ナツちゃん、非常に活躍していただいていると。本年度もたくさんのイベントにも参加されておるといことをお伺いしております。その取り組みについて、もう少し詳しく報告いただけないでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては、全国で行われております、さまざまなイベントの情報を商工課において集めまして、八街市として参加でき得るイベントについては、積極的に参加するというところで、現在やっております。そのイベントについて参加する際に、このキャラクターでありますピーちゃん・ナツちゃんが出る環境にあるものについては、極力一緒に出ていくというような状況でございます。

○川上雄次君

ピーちゃん・ナツちゃんは、今2組が活躍しているのでしょうか、1組でしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

現在、2組の用意はしてございます。

○川上雄次君

ピーちゃん・ナツちゃんを使いたいんだけどもと要望したら、なかなか今日は遅かったという話を聞いたんですけれども、使用する基準とか何か、規格とかがあるのでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

厳密に厳しい基準を設けているわけではございません。その使用に関しまして、できるだけ早く申し込んでいただければ、その辺は対応できると思います。天候とか、いろんな問題で間近になってからのお申し込みということになりますと、なかなか空いていない部分はございますが、まずは他県へ出でのPR、市で行うものを優先してやっておりますので、できるだけ申し込み等を早くいただければ、対応はさせていただきたいというふうに思っております。

○川上雄次君

ありがとうございました。ピーちゃん・ナツちゃん、また、ピーナッツをどんどんPRしてもらいたいと思うんですけれども、先ほど紹介させてもらいました、ちゃんぽんを町の特産品として知名度をアップする取り組みというのを八幡浜市さんでやっておりました。本当

にちゃんぼん係長という名前を付けただけで、すごい経済効果があったということなんですね。私も視察をさせてもらったときに、実は八街市には日本一の落花生があって、ピーナッツを売るためにピーナッツ課長を任命したいぐらいですねと話したら、八幡浜市さんの担当の方たちが、ぜひ、そうしてくださいと。すごい効果がありますよと。二番煎じだったので、そういう話をしたら、許可をいただきましたので、市長、これはピーナッツ課長さんを誕生させてもらいたいと思うんですけども、もう一度、検討していただけないでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

市長ということでございますけれども、組織上といいますか、職名上からいって、例えばピーナッツ課を誕生させるとか、ピーナッツ係を設置するというのではなくて、恐らく現在いる課長あるいは班長に相当職について、その職名を与えるというようなお考えだと思いますので、その辺については、先ほど市長の方から答弁しておりますように、その辺の必要性を踏まえた上での検討事項とさせていただきます。答弁差し上げていますので、そのようなことをご理解をいただければと思います。

○川上雄次君

必要性があるからお願いしているの、必要性があるんじゃないでしょうかということで、市長の意見をお願いします。

○市長（北村新司君）

先ほども答弁いたしましたとおり、必要性を含めて、しっかり検討してまいります。

○川上雄次君

わかりました。ぜひとも、検討を前向きにお願いしたいと思います。

続きまして、避難所の数、装備についてなんですけれども、先ほどご紹介したように、県で平成21年度に避難所の手引きということで、124ページぐらいの非常に分厚い、また、非常に参考になるデータを作っております。災害時における避難所運営の手引きということで、平成21年10月ということで、先ほどのご答弁では、これから検討するというような話、取りかかるということなんですけれども、これはいつ頃までに作っていただけるのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

以前から答弁しておりますように、現在、地域防災計画の修正を行っているような状況でございます。その中での位置付けというものも踏まえまして、計画の策定と合わせて、今準備をしているところでございますので、計画が予定どおりに進みますと、本年度中に策定されるということでございますので、それと同時期、もしくは、その計画を踏まえてということになると、若干ずれ込むかもしれませんが、近いうちにできると、作成するというような方向で考えております。

○川上雄次君

近いうちにと、笑いが出ましたけれども、本当に近いうちをお願いしたいと思います。

それと、避難所の市のマップを見ますと、避難所の点在しているのが、非常に偏っている

ように見受けられます。ですから、中には区では全然避難所がない区も幾つもあります。中でも八街高校の周辺の真井原区であったりとか、大関区には、避難所がないんですね。そういった意味では、ほとんどの高等学校は避難所になっていて、八街高校だけがなっていないので、これは今まで何か経緯があって、そんなふうになってしまったのでしょうか。それとも、早期に避難所指定へ向けての取り組みをしていただけるのでしょうか。もう一度、確認したいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

県立八街高校が避難所として指定されていないという経緯については、私は申し訳ありませんが、承知しておらないところでございます。

それから、市内30カ所の避難所については、私どもとしては、市内全域バランスをとって、公共施設を中心に指定をしているところでございますが、確かに交進地区といいますか、あの辺の地区を見ますと、たしか交進保育園が避難所になっていて、榎戸駅周辺、真井原周辺というのは、避難所の指定がしていないという事実はあると思います。

それから、それに伴いましてといいますか、先ほど市長から答弁差し上げているように、ほかの市の状況を見ますと、高等学校の施設提供については、協定という形をとっているようなところが多いようです。それは、例えば先日、防災会議を開催したときに、委員さんの方から高等学校には生徒も多いということで、マンパワーも含めた、そういった応援体制をとることについて検討したらどうだというようなご意見もいただきました。確かにそのとおりだというふうに思います。ですので、その辺を含めまして、マンパワー、要するに人的支援を含めた施設利用、この辺も含めまして、協定という形、協定に基づく指定ということもあろうかと思えますけれども、まず、その辺について検討させていただきたいというように考えております。

○川上雄次君

本市にとっても高校に避難所ができれば、いろんなメリットかと思えます。また、高校にとっても、市内含めて県内各地から生徒が集まっていますので、帰宅困難になる場合もあると考えられますので、これは早急に実現していただきたいと思えます。

あと、地域のコミュニティセンターなんですけれども、一部は避難所になっておりますけれども、日常的に市民の皆さんが防災訓練をしたり、いろいろな学習の場で使われております。災害時にコミュニティセンターの位置付けがされていないので、これは何らかの形で、例えば災害連絡所にするとか、先ほどの防災計画の中で地域のコミュニティも各区の中心にありますので、これもきちっとした位置付けが必要だと思うんですけれども、その点はいかがですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

確かに公共施設、地域の施設の利用性というのは認識をしております。ただ、私どもが市の指定する避難場所、避難所として考えておる概念につきましては、一定のエリアの中で多くの方を収容できるというようなこと。これに基づいて学校等の公共施設を中心として指定

をしているというような考え方に基づいております。確かにおっしゃるとおり、災害時の救助活動とか、要援護者の避難、これに地域の方々の協力をいただくということ。これは減災という観点からも大きな効果がありますし、まして、共助の場として、そういった場所を使われていただく、協力をいただくということは、非常に効果がある、歓迎すべきことというふうに思います。ただ、先ほど申し上げたとおり、それを全て市の指定の避難場所としてしまうということになりますと、防災備蓄倉庫の整備であるとか、避難者に対する支援体制であるとか、安否確認等であるとかということ、あまり幅広いエリアを基準として、多くしてしまうということには、若干懸念しているようなところでございます。ただ、先ほど議員さんの方からありましたように、地域が集会所等を一時的な避難場所にするということにつきましては、歓迎をするといえますか、ご協力をお願いしたいというところではございます。その位置付けについても、きちんとしていかなければいけないということがございますので、市が指定する避難場所との役割分担であるとか、開設、あるいは運営の方針等につきまして共通の認識のもとに行われるというような必要がございますので、その辺の運用方法については、今後、その区の方とまた協議をさせていただきたいというふうに考えます。

○川上雄次君

区と協議というよりも、防災計画の一環として、地域のコミュニティがネットワークとして、いろんな情報を集めるところ、また、発信するところに位置付けていくというふうな整理がきちんとしていければ、災害時の対応がスムーズにいくと思うんですね。避難所になっている、例えば保育園に行って、そこがいろんな情報ができるかということ、全部が全部、地域のことは掌握できるわけではないと思うんですね。日常的に地域の中心になっているコミュニティが大きな役割が果たすんじゃないかと思っておりますので、もう一度、見直しさせていただいて、連絡拠点としての、また、防災上のネットワークの拠点としての位置付けがないと、いざというときに、これは高齢者の方から聞いたんですけれども、「私の家からは避難所までは遠い。コミュニティはすぐそこにある。あそこに避難していいんですか」というふうに質問されました。「そうですね、そうなるといいですね」という話しかできなかったんですけれども、明確な位置付けがあれば、一時避難所であったりとか、また、そういった連絡拠点ですということもお話しできますので、せっかくある、こういった地域のコミュニティセンターを十分活用できるようにお願いしたいと思います。

それと、あと30カ所に避難所があつて、防災倉庫がまだ15カ所ほどだと思えます。全部に備わる、また、その中に例えば発電機でも投光器以外にいろんな井戸水を吸い上げるような力のある発電機が必要だと思えますけれども、全部完備するのは、いつ頃の予定で、地震、災害はいつ起きるかわからないので、早急をお願いしたいんですけれども、その辺はどのような予定で考えているのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

確かにおっしゃるとおり、災害はいつ起こるかわからないということで、全ての避難所に早急に備蓄倉庫を設置しなければいけないということでの認識は当然持っております。昨年

といたしますか、以前は年に1カ所ずつ防災備蓄倉庫を設置するというような方針でまいりました。私ども防災担当という考え方からいきますと、これを年に2カ所でも3カ所でも作って、できるだけ早く全ての避難場所に備蓄倉庫を設置していきたいというふうに考えておりますが、なかなか現下の財政状況というものがござります。ただ、財政状況とばかりも言っておられませんので、その辺はひとつ重点事項として、できるだけ早い時期に全ての避難場所に防災倉庫、それから備蓄品の充実、これらができるようにしていきたいというように考えます。

○川上雄次君

ありがとうございました。年1カ所だとしたら15年かかるということですので、これも命に関わることの災害対策ですので、優先的に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

最後に高齢者の免許証の返納制度ですけれども、なかなか返納する勇気がないということがホームページ等を見ますと、警察のホームページでは、返納する勇気を持ちましょうというようにPRしておりました。今議会でも八街のバイパスを逆走しかけたという話がありましたけれども、私が聞いた話なんですけれども、高齢者の方が4車線の道路というのに慣れていないものですから、追い越し車線の方に入って、それであのバイパスを全部完走したと。通り抜けてから、あっと気が付いて、ひやっとした、肝を冷やしたという話がありました。高齢者の方が高速道路を逆走したり、また、アクセルとブレーキを間違えてコンビニに飛び込んだりという事件が本当に頻発しております。そういう意味では、免許証を返しやすい環境づくりも必要だと思うんです。そういった意味で、先ほど市長答弁の中では、警察の方でいろいろと取り組みをされているという話がありましたけれども、行政は行政として、住基カードの普及ということも必要だと、大切だと思いますので、年間10人か20人ぐらいの数だと思うんですけれども、八街で免許を返納する方には、この住基カードを提供して、背中を押すという、返しやすくするという取り組みも必要だと思うんですけれども、この辺は警察からも要望、こういった高齢者の免許証返納を進めるようなことについての話はないのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

申し訳ありませんが、私は直接そのような話は聞いておらないんですが、そのような要請といたしますか、意識の中での要請といたしますか、そういうのは当然であろうかと思えます。

○川上雄次君

これはほかでやっていないわけではなくて、どんどんそういう取り組みが進んでいますので、ぜひとも、積極的な取り組みをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中田眞司君）

以上で、公明党、川上雄次議員の個人質問を終了します。

次に、やちまた21、林政男議員の個人質問を許します。

○林 政男君

平成24年度12月定例議会にあたりまして、市の方に通告いたしました質問についてご質問をいたします。

今回の質問は、主に教育問題を中心に伺います。

まず、通学路の整備状況について伺います。

文部科学省は、通学路における緊急合同点検実施要領に基づき、全国の各小学校に対して通学路の安全を緊急調査する旨の通達をし、平成24年8月末までに、(1)学校による危険箇所の抽出をし、主に交通安全の観点から当該教育委員会に報告すること。(2)市町村教育委員会は、学校からの報告を受けて、学校・保護者・道路管理者及び地元警察署による合同点検の調整をしております。

そして、その点検の結果、対策メニュー案の検討をすることになっております。

そこで、本市では、どのような取り組みをなされたのか、お聞きします。

1. 市内の通学道路の整備状況はいかがか。
2. 通学道路上にある信号機の設置の整備状況はいかがか。
3. 国道126号から二州小学校までの県道の通学路の整備の進捗状況はいかがか。
4. 二州小学校沖分校から県道岩富山田台線までの自転車歩道の設置計画はどのような状況か、お尋ねをいたします。

次に、中央公民館の整備について伺います。

中央公民館は、昭和54年開館以来、34年近くが経過しております。現在では、年間利用者が7万人以上の方が利用されております。図書館や郷土資料館などの併設により、駐車場の確保もままならない場面も生じております。しかしながら、懸案の文化会館建設は基金の創製が始まったばかりであり、20年後にできるかどうか、雲をつかむような状態であります。

そこで、中央公民館の役割が極めて重要となってまいりました。現在では、八街市の文化行事の拠点であり、また、来年1月13日には成人式も予定されております。近年、高齢者の利用も増加傾向にあります。さらには、外国人の方の利用も視野に入っております。

そこで、お聞きしたいと思います。

(1) 高齢者のために中央公民館のトイレの一部の洋式トイレの設置を望みますが、いかがでしょうか。

(2) 近いうちに音響装置が更新されると聞いておりますが、どのような内容か伺います。最後に、市内小中学生の学力向上について伺います。

子どもの学力は本人の素養はもちろんですが、周りの環境によって大きく変わってきます。例えば先生、友達、家庭環境、地域、学校などの学習環境などが挙げられます。近年、一般的に経済格差は学力格差とも言われております。経済力の差は個人のみならず、自治体にも当てはまります。ALTの問題や近年の猛暑に対する授業環境整備は周辺市町の整備計画から見ると後塵を拝しております。しかし、その他の面では、八街市の教育はかなり善戦していると認識しているところですが、市内小中学生の学力水準は、全国・千葉県平均と比較し

てどうか。また、学力向上の取り組みはいかがか、お聞かせ願います。

以上、よろしくご答弁をお願いします。

○市長（北村新司君）

個人質問14、やちまた21、林政男議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 教育環境について答弁いたします。

(1) ②ですが、本年5月15日付で、佐倉警察署を通じて、千葉県公安委員会へ行っている信号機の新設29カ所の要望のうち、市内の小中学校の通学路上で要望しているものが、26カ所ございます。このうち、主要地方道千葉・川上・八街線と市道114、115号線が交差する元スリーエフ吉倉店前交差点につきましては、今年度から、交差点改良のための測量設計に、県が着手すると聞いておりますので、今後、県道を管理する印旛土木事務所と公安委員会により、信号機設置に向けた協議が進められることとなると思われま

す。市といたしましても、今後とも信号機の設置要望に努めてまいりたいと考えております。

次に、③ですが、道路管理者である千葉県印旛土木事務所に確認しましたところ、整備内容は、全体計画延長が550メートル、幅員3.5メートルの自転車歩行者道を両側設置するというものでございます。

平成24年度につきましては、用地測量を実施し、現在、用地補償費を算出するための調査委託を進めているところであり、用地補償費の算出後、地権者との用地交渉を実施したいとのことであります。また、来年度以降の計画につきましては、用地協力が得られた箇所から、整備を進めていくとのことでございます。

次に、④ですが、こちらにつきましても、千葉県印旛土木事務所に確認しましたところ、八街市内の他路線の歩道整備を鋭意努力しているところであるとのことでございました。

本市といたしましても、他路線の進捗状況等を見ながら、次期整備計画に盛り込んでいただけるよう関係機関と協議してまいりたいと考えております。

○教育長（川島澄男君）

質問事項1. 教育環境について答弁いたします。

(1) ①ですが、市内通学路の整備状況につきましては、全小学校を対象に、警察・学校・教育委員会・市及び県・保護者による合同点検を6月から夏休みにかけ、5回実施いたしました。この点検により、緊急を要する危険箇所として8カ所確認し、県への報告をしております。

現在、8カ所の危険箇所における整備状況は、市において「学童多し」等の立て看板を全箇所に設置し、ドライバーへの注意喚起を促しております。

また、市及びPTA等による路肩の草刈りや樹木の剪定を行い、児童の歩行箇所を確保しております。

警察の対策として、横断歩道が薄くなっている箇所を塗り直したり、八街東小学校前の市道一区39号線の速度規制を行うとのことです。各学校は、道路の歩き方や横断の仕方、自転車の安全な乗り方などの指導をしております。加えて帰りの会や集団下校時に交通安全の

指導を繰り返し行っております。教育委員会といたしましては、今後も地域と連携した見守り活動等を中心に、児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

次に（２）①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

洋式トイレにつきましては、現在、１階女子トイレ、障害者トイレの２基が設置されておりますが、公民館利用者を考慮し、さらに設置の必要性を認識しております。

今後、財政状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

また、音響装置の更新につきましては、スピーカーの設置工事が終了し、使用を開始しております。マイク、アンテナ分配器等につきましても、利用者に不便のないように、今後も計画的に整備してまいりたいと考えております。

次に（３）①ですが、小中学生の学力水準を比較するものとして、全国学力・学習状況調査と千葉県標準学力検査がございます。全国学力・学習状況調査につきましては、文部科学省により、全国の小学校６年と中学校３年の児童・生徒を対象に、国語、算数・数学、理科の３教科が実施され、本市におきましては、八街北小学校６年、八街北中学校３年がそれぞれ抽出校として調査依頼を受け、実施いたしました。

八街北小学校では、全国平均、県平均と比較し、ともに３ポイント下回っております。八街北中学校は、全国平均で６ポイント、県平均で５ポイント下回っております。

平成２３年度の千葉県標準学力検査の結果からは、小学校で３年生以上が４教科、１、２年生が２教科で、県平均を１００とした場合、八街市の小学校は約９８、中学校は５教科で約８７の割合となっております。

次に、②ですが、市内小中学校は、児童・生徒の学力の実態をしっかりと把握し、全国や県平均を上回ることを共通の目標としております。そのためには、まず、教員の授業力向上が必要です。児童・生徒が「わかった」「できた」と実感できる授業の展開を目指し、各校で自主的な授業改善に取り組んでおります。

特に、八街中学校区においては、国立教育政策研究所委嘱、千葉県教育委員会指定の「魅力ある学校づくり調査研究事業」を展開しております。中でも「学び合い」を取り入れた授業は、生徒と教師の信頼関係づくり、学習意欲の向上に大きく役立っております。

また、各小学校では、特に国語、算数に焦点を当て、教師の授業力向上と児童の確実な基礎・基本の定着を目指し、研修に努めています。市内全ての小中学校が児童・生徒の学力向上を目指したそれぞれの取り組みを情報交換しながら、成果を共有していけるように留意してまいります。

○林 政男君

ご答弁ありがとうございます。何点か質問させていただきます。

市内通学路の整備状況につきましては、先ほど申し上げたように文部科学省から至急点検するという。今、ご答弁の中で緊急を要するものが８カ所ということで、看板等あるいは草刈り等を実施していただきました。市道１１４号線の吉倉付近に八街市の看板が立っております。道路が狭いため、大型車の進入はご遠慮くださいというような看板が立っております。

この看板設置によりまして、どのような効果が見られたか。あるいはどのように、看板設置によって認識をされたか。これは、教育委員会だけではなくて、道路河川課の方も同時にその名前が書いてありますから、どちらでもいいですけども、ご答弁をお願いします。

○教育次長（長谷川淳一君）

教育委員会から答弁させていただきますと、当然、看板設置に伴い、通学路でございますので児童・生徒の交通安全に十分役立っていただいているというふうに思っております。

○林 政男君

これ全部を本当に完全に通学路を整備するというのは至難のわざというか、財政への観点から大変難しいと思われま。しかしながら、やはり皆さんの努力で少しずつ危険箇所を減らしていくということは大事だというふうに認識しております。

そこで、次の通学路に予定される信号機の設置については、先ほどの市長答弁では、114号線と主要地方道千葉川上線の交差点、あるいは115号線の始点であります吉倉交差点について、かなり進捗しているように思います。今年度、用地の測量まで進むということによろしいのでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

今年度、測量を実施すると県より聞いております。

○林 政男君

そうすると、物件調査には、まだ入らないというふうな認識でよろしいですか。

○建設部長（糸久博之君）

測量までと聞いております。

○林 政男君

次に、国道126号から二州小学校までの県の通学道路整備については、これは県の方から地元住民に両そで3.5メートルの自転車歩道を設置するというので、かなり広い道路の基本設計なんですね。先ほどのご答弁ですと、550メートルを平成24年に用地測量して、その後、用地買収にかかるというふうなご答弁でありましたけれども、これはいつ頃までに、平成24年というのは終わるような見通しをお持ちなのでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

まず、測量と物件調査ということでございますので、平成24年度末、3月までにそういう調査を実施するというところでございます。

○林 政男君

非常に理想的な道路ですよ。3.5メートルの3.5メートルの歩道ですから、かなり大変ではないかと思えますけれども、県がそのような基本設計をされたわけですから、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどの信号機の設置の件に関しては、市内29カ所、そのうち通学道路上に絡むものが27カ所。従来、懸案になっております朝陽小学校のすぐそばの信号機のフル信号については、私の認識の中では防災課長あるいは道路河川課長、建設部を含めて大変努力をされてい

るところに聞いております。しかしながら、実際問題として、なかなか朝陽小学校あるいは北中学校の父兄からの要望も出ておりますけれども、なかなか遅々として進まないという状況ですけれども、従来、教育委員会の方も、そちらのお願いというのでしょうか。地権者の交渉をやはり教育委員会もこれは参加された方がいいのかなという認識を持っておりますけれども、いかがでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

朝陽小学校の交差点の信号機についてのことですが、それにつきましては、実際、交渉等に赴いた経緯は今までございません。教育委員会といたしましては、今、朝陽小学校の改築工事に伴いまして、信号機を見据えたセットバック等、そういった、見据えた工事は計画しておりますけれども、今後、必要であれば、そういった場に一緒に同行してお願いをしてみたいというふうには考えております。

○林 政男君

そうすると、この問題は一義的には、防災課になるんですか。それとも道路河川課になるんですか。一義的には、この問題に取り組むにあたりまして、担当の主導する課はどこになるのでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

交差点改良ということでございますので、建設部、また、防災課の方で共同でやってまいります。

○林 政男君

この交差点については、千葉県の公安委員会も改善すべき交差点ということで、非常に熱心に、しかも協力的に予算措置をするやに聞いております。ぜひ、市当局にもいろいろご事情があると思っておりますけれども、努力されて、1日も早く、これがフル信号になるようにご努力をいただきたいと思っております。

沖分校から県道山田台岩富線につきましては、沖分校の子どもが5年生、6年生になりますと、自転車通学いたしまして、大変冷や冷やしながら通っているというような実態がございますので、先ほどの答弁では次期の計画に、ぜひ乗せていただけるように、引き続き努力をお願いしたいと思います。

次に、中央公民館の整備について伺います。

先ほどのご答弁だと、洋式のトイレについては、検討させていただくというようなご答弁でした。市長は常々、高齢者に優しい街づくりというのを掲げておられますけれども、この辺の検討というのは、これは市長はどのように、トイレの改善をするというふうな解釈でよろしいんですか。それとも、ただ、検討するというような、高齢者に優しい街づくりの観点からご答弁をお願いします。

○市長（北村新司君）

先ほど教育長の方からも答弁がございましたけれども、財政状況を見ながら検討してまいりたいと思っております。

○林 政男君

確かにそのとおりですよ。財政を見ながらやらなければ、しょうがないです。しかも、あの中央公民館のトイレの改良には、かなり従来の和式から洋式に変えると相当のお金がかかるんですね。多分1千万円でどうかというぐらいかかると思います。だから、市長も慎重にならざるを得ないというふうに認識しておりますけれども、やはり高齢者とか、そういう方が、かなり最近利用されております。やはりそのときに、お年寄りの方から何とか洋式のトイレをもうちょっと増やしてくれないと、障がい者のトイレにはなかなか入りづらいと。障がい者ではないのに、障がい者のトイレに入りづらいので、何とかお願いしたいということでございます。引き続き、ご努力をお願いしたいと思います。

最後に、市内小中学生の学力の水準、あるいは学力向上、教育長にはかなり踏み込んだ答弁をいただきました。従来、教育委員会はなかなか数字を公表するのを嫌がりまして、客観的な数字をなかなか議員もつかめないでございました。今、お話によりますと、中学生が全国平均から見ると、ちょっと低いのかなと。小学校が98だとすると、中学校は100が87ということで、大変危惧、全国平均からの87ですから、かなりこれは厳しいかと思うんですけども、この辺、中学校の数学、あるいは英語関係の取り組みについて、何か特別、こういうのを、今は特にやっているというのがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○教育次長（長谷川淳一君）

数学、英語に限った取り組みというご答弁にはなかなかならないんですけども、本市の場合は学力向上への取り組みということで、育て八街っ子推進事業という事業を立ち上げて、基礎学力の向上、本当に基本的な事項についての底辺の底上げをずっと図ってまいりました。その結果、毎学期行っている基礎学力調査、テストを行う結果を見ますと、ここに来て、やっと底上げが数字として出てきたというような状況でございます。あと、県の標準学力テストとの比較を見ますと、中学生が確かに低いわけでございますけれども、これにつきましても、今までは基礎学力について底辺の底上げをかなり落ち込んでいるところの部分を底上げするという基本的な部分について取り組んできたわけでございますけれども、今後は県の学力テストに対応するような学力を身に付ける授業展開、先生の授業力の向上ですとか、授業の展開、改善を図ることによって、何とか全小中学校全て県の標準学力の平均点を上回るということを目指してまいりますので、目標達成に向けて教育委員会としても支援をしてまいりたいと思います。

○林 政男君

先ほども質問の中で申し上げましたけれども、八街市の教育委員会含めて学校の先生もかなり努力をされているというふうに、私は認識しております。ただ、私が申し上げたいのは、経済格差が学力格差に現状なっているんですけども、やはり経済格差があっても、八街なりに何らか工夫して、少しでも底上げを図っていかなければならないと。これがお金がないからしょうがないということで、全てを諦めてしまったら、やはり子どもたちに気の毒だと思うんですね。やはり子どもたちの潜在的な能力、進捗能力といいますか、すごい私はある

というふうに常々思っていますから、これは工夫で、お金がなくても何とかやっていかなければいけない。近年、先ほども言いましたけれども、学校によっては全教室にクーラーを入れて夏の猛暑を乗り切る。特に県立高校については、かなりのペースで全教室にクーラーを設置という方向になっています。小中学校でも財力のあるところは、全面的に教室にクーラーを入れるというところもあります。しかしながら、そこまでは八街市の財力で、やはり申せませんが、何とかやはり工夫して、伸びていかなければいけないというふうに認識しております。

最後に教育長にお尋ねをいたします。これだけ、教育、学校関係者あるいは市の関係者がいろいろ努力しているわけですが、市の教育委員会の議事録なんかを拝見しますと、特に学力問題が、特に問題意識として取り上げられていないような認識があるんですけれども、その辺は教育長、教育委員会の事務局長的にいらっしゃるわけですが、教育委員長がいらっしゃるって、教育長もいらっしゃるんですけれども、その辺、教育長としては、教育委員の委員会については、どのような認識をお持ちか、お聞かせ願いたいと思います。

○教育長（川島澄男君）

学力以外にも、生活のこととか、教育委員さん方には、毎月定例会ということで、会議が始まる前に幼稚園、小中学校を訪問していただいて、その場で校長さん、学校の管理職と意見交換をするというようなことを毎月行っております。そういう中で、会議録としては残っておらないかと思いますが、その場、各学校の訪問の中で、学力の問題、生活上の問題、それが話し出されているということでございます。

○林 政男君

これは、ぜひ、教育委員会というのは、すごい権力がありますから、学校の先生を罷免することもできるし、いろんなことができるというのが、今の教育委員会の制度ですから、ぜひ、頑張ってくださいと思います。

最後に1つだけ要望して終わります。先ほども言いましたけれども、中央公民館のトイレ、あるいは音響装置については、大変期待されている方が多いものですから、ぜひ、市長、ご英断をよろしくお願い申し上げて質問を終わります。

○議長（中田眞司君）

以上で、やちまた21、林政男議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、昼食のため、しばらく休憩します。

午後は1時10分に再開します。

(休憩 午後12時00分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは、私は住民本位の新年度予算編成について伺います。

市民の暮らしは収入が減る中で、税や介護保険料などの負担が増え、「これでは暮らせない。仕事がないだろうか」という相談が増えています。市民の暮らしや健康を守るための自治体・国の役割が今ほど求められていることはありません。新年度予算に求められるのは、市民の暮らしを守る施策です。しかし、八街市は平成28年度までの5カ年での財源不足は約39億2千588万円と推定される中で、昨今の大雨に対応しきれない第三雨水幹線事業を実施する一方、生活に苦しんでいる市民への徴税強化、市民サービス削減を中心とした事務事業の見直しをしています。第三雨水幹線事業を一旦凍結し、市民の暮らし優先の新年度予算を求めます。

また、国政においては、国民の反対を押しきって、民生党、自民党、公明党が消費税増税を決めました。その上、消費税引き上げとあわせて、年金、医療、介護、保育、生活保護など、あらゆる社会保障制度の解体を目的とする社会保障制度改革推進法を作りました。この推進法は公的負担を棚上げするために、「自己責任」を強調しています。「自助・自立」を基本に自立した生活を家族や国民の助け合いによって支援することが社会保障だとし、ここには国の責任はなく、企業の責任も免罪されています。

社会保障制度改革推進法の提出者である鴨下一郎議員は、「推進法には自民党の哲学が貫かれている」と述べました。日本社会は、既に、餓死、凍死、孤独死、自殺、介護心中・殺人、手遅れ死など、あってはならない事件が蔓延する社会になっています。国が実施しようとしている税と社会保障の一体改革では市民の暮らしを守れません。

そこで、2点伺います。

1点目に、国に対し、社会保障制度改革推進法に反対・廃止の要求をすること。

2点目に、9月議会において、「70歳から74歳までの高齢者医療費の自己負担を2割に引き上げないよう国に要求していただきたい」という私の質問に対し、市長は国の方針に従う旨の答弁をされました。しかし、日本医師会は、2割になると受診抑制、症状悪化の懸念が拭えないと述べています。既に、八街市の高齢者の方々からは、「医療費が2割になれば病院に行くのを控えるしかない」と悲鳴が上がっています。70歳から74歳の医療費窓口負担を2倍化にしないよう、国に要求していただきたいが、いかがか。

次に、生活保護基準引き下げについてです。貧困と格差が広がる中で、年収200万円以下で働く人は1千万人を超え、貯蓄なし世帯が28.6パーセント、（金融広報中央委員会2011年調査）となっています。所得が少ないために貯蓄に回すことができない世帯が急増し、前年の22.3パーセントから11年に6.3パーセント悪化しました。このような中、今年7月には、戦後最大の212万人が生活保護を受給しています。八街市においても、平成24年度の生活保護費当初予算は約16億7千700万円で、前年度と比較すると約3億9千100万円増加しました。社会保障制度改革推進法で、生活保護費の「給付水準の適正化＝引き下げをうたっています。財務省もまた、国民全体の消費水準が下がっているから

生活保護も下げるべきだと言っています。しかし、国民生活全体を引き下げる悪循環となります。受給者が増加しているとはいえ、所得が生活保護基準を下回る世帯のうち、保護を受けている世帯はわずか15パーセントです。2007年の調査です。生活保護基準は憲法25条に基づいており、国は国民全員に健康で文化的な最低限度の生活を保障し、社会福祉、社会保障の推進を図る義務を課せられています。受給者が増えたからと予算を削るのは憲法に違反します。

また、生活保護基準の引き下げは、生存権の最低水準を際限なく引き下げることにつながります。受給者への影響はもちろんのこと、最低賃金、地方税の非課税基準、介護保険の保険料や利用料、保育料、就学援助など、受給者以外の国民生活全体に大きな影響を及ぼします。

政府がすべきことは、保護基準の引き下げではなく、正社員で働ける社会にするために労働者派遣法の抜本改正や大企業の身勝手なリストラを許さないなど、貧困と格差の原因こそ是正すべきです。

八街市は、市民の暮らしを守るために、国に対し、保護基準引き下げに反対すること。国民生活の最低保障基準の土台である生活保護制度の費用は国が全額負担をするよう、国に要求をしていただきたいがいかがか。

3点目に、市民の健康を守る助成制度についてです。ワクチンで防げる病気はワクチンで防ぐことは世界の常識です。厚生労働省は、子どもたちが命を落としたり、重い後遺症で苦しまないように、3つのワクチン（ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチン）に対し公費助成しています。しかし、これらのワクチンに対する特例交付事業は平成24年度までであり、来年度以降継続されるかどうか不透明な状況です。国に継続を求めるとともに、市が独自に実施することを求めるがいかがか。

暮らし・福祉・健康を守る市政についての2点目に、子育て支援充実についてです。

初めに、子育て新システムについてです。民主党政権が進めた新システム導入に対し、「国と自治体の責任を後退させる」などと反対の声が広がる中で、民主党・自民党・公明党の3党協議で修正合意した公的保育制度を大もとから変える、子ども・子育て支援法を強行採決しました。修正された児童福祉法第24条、市町村の保育義務については、市町村の保育所への実施義務は残したものの実際には、市町村の責任としては、認定子ども園、家庭的保育事業などでの必要な保育を確保する措置、責任をとればよいという修正前の立場は変わっておりません。子ども・子育て支援法の現行保育制度を改悪する基本構造も変わっておりません。

事業者との直接契約、保育の必要性の認定、時間区分の認定を受けるという仕組みも残っています。株式会社参入のための規制緩和も同じです。

また、新システムの主要な目的の1つは待機児解消と強弁しながら、認可保育所を作るときに、国が2分の1、市町村が4分の1負担してきた施設整備の補助金を廃止したことは重大です。これでは、市町村が保育実施義務を果たしたくても果たせません。

八街市は、新システムの導入をしないこと。

また、ゼロ歳、1歳、2歳児の入園待機者は、11月現在、約100人にもなっており、待機者ゼロの対策を求めるがいかがか。

次に、就学援助の充実についてです。小中学生がお金の心配なく義務教育を受けられるようにするために、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費を就学援助の対象にすること。所得基準をわかりやすく示すことを求めるがいかがか。

最後に、子どもたちの居場所確保についてです。

先日、八街中学校において、「魅力ある学校づくり」の調査研究事業の中間発表会が実施されました。学校現場では、不登校解消、学力向上に向けて努力していますが、八街市の不登校の児童・生徒は小学校では全国平均の3倍、中学校では4倍です。不登校の子どもたちが心身ともに成長できる居場所を増設し、不登校を軽減する抜本的対策を求めるがいかがか。

また、印旛郡市の中で児童館がないのは、八街市だけです。早急に設置計画を作るべきです。

また、スケボー、バスケットが気軽にできる場所の設置を求めるがいかがか。東金市のときがね湖展望の広場では、バスケット、スケボーなどができます。

以上の質問に対し、明解な答弁を求めます。

○市長（北村新司君）

個人質問15、日本共産党、京増藤江議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 住民本位の新年度予算編成をについて答弁いたします。

(1) ①ですが、消費増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案が、本年8月10日の参議院本会議において可決・成立したことにより、現行5パーセントの消費税率が、平成26年4月に8パーセント、平成27年10月には10パーセントへと、引き上げられることになりました。毎日新聞が実施しました世論調査によりますと、消費税率引き上げが「暮らしに大いに影響する」と答えた人が47パーセントあり、「ある程度影響する」と答えた45パーセントと合わせますと、92パーセントの人が、暮らしに何らかの影響があると答えております。さらに、第一生命経済研究所が行った試算によりますと、消費税率が10パーセントに引き上げられた際の妻と子ども2人の、家族4人のサラリーマン世帯における1年間の負担額は、年収が250万円未満の世帯では、現在に比べて7万6千200円、500万円以上550万円未満の世帯では11万9千300円、1千万円以上1千250万円未満の世帯では、18万9千100円の負担増になるとの結果が出ております。

このように、大変多くの方が消費税率の引き上げにより、暮らしに何らかの影響があると考えており、試算結果においても所得が低い世帯ほど負担割合が高くなるとされております。政府が示した「社会保障・税一体改革素案」の中には、今後、目指すべき日本の社会は「雇用などを通じて参加が保障され、誰もが居場所のある共生の社会、子どもが家族や社会と関わり良質な環境の中でしっかりと育つ社会、支援を必要とする人の立場に立った包括的な支援体制の構築により、地域で尊厳を持って生きられるような医療・介護が実現した社会」で

あると明記されております。これを受け、全国市長会を含む地方六団体では「消費税率引き上げの実施にあたっては、東日本大震災の影響や厳しい地域経済の状況等に配慮するとともに、消費税の逆進性を踏まえた低所得者への対策を講ずることが必要である」旨の要望書を提出したところでございます。

ご質問いただきました、社会保障制度改革推進法について、社団法人日本医師会では、消費税率の引き上げにより、社会保障の安定的財源が確保されたこと、消費税収を年金、医療、介護、少子化のために充当することが明確化されたことについては評価するとして上で、3党合意のもと「成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分する」との文言が追加されたことにより、消費税増収分の使途の不透明性が増したこと、さらには、患者負担の増や国民皆保険の放棄につながることを懸念されるとしております。

また、三井厚生労働大臣は70歳から74歳の医療費の窓口負担を来年度から5年をかけて2割に戻す方針を固めた旨の報道がされましたが、民主党内部からも、高齢者の負担増につながる問題であり、慎重な議論が必要であるとの意見が聞かれております。

折しも、12月16日の衆議院議員総選挙に向けた選挙戦が繰り広げられているところであり、近いうちには国民の審判が下されることとなります。いずれにいたしましても、これらの問題につきましては、国民から舵取りを委ねられた政党のしっかりとしたリーダーシップのもと、国政の場において十分議論いただき、低所得者にも配慮した不公平感のない、国民誰もが納得できる施策にさせていただかなければならないと考えており、機会を捉えまして市長会などを通じまして働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、②ですが、政府は本年8月に「平成25年度予算の概算要求組替え基準について」を閣議決定し、「財政に大きな負荷となっている社会保障分野についても、これを聖域視することなく、生活保護の見直しをはじめとして、最大限の効率化を図る」ことが明記されました。

また、生活保護基準について、厚生労働省が本年7月に発表した、生活支援戦略中間まとめにおいて、「一般低所得世帯の消費実態との比較検証を行い、今年度末を目途に結論を取りまとめる」としており、厚生労働省が公表している平成25年度予算概算要求の主要事項においては、生活保護基準の検証・見直しを予算編成過程で検討するとしております。加えて、本年11月17日に内閣府の行政刷新会議が行った「新仕分」においては、生活扶助の基準は自立を促す観点から勤労意欲をそがない水準とすることが大切とし、各種の加算、扶助の必要性、あり方も早急に検討を促したいと結論付けました。

このように国の平成25年度予算編成に向けて、生活保護基準の妥当性については、関係省庁による活発な議論が展開されているところであります。生活保護制度は、生存権保障の基盤となる重要な制度であり、保護基準の引き下げは、最低賃金や市民税の非課税基準など市民生活にも影響を与えるものであることから、財政的見地から安易に行うことは慎まれるべきと考えますが、今後、厚生労働省の社会保障審議会生活保護基準部会において、専門的見地から、多角的かつ慎重な議論の上、検証・見直しが行われ、適正な保護基準が定められ

+

ることを望むものでございます。

また、生活保護費の費用負担については、ご承知のとおり、国が費用の4分の3を負担し、地方自治体が4分の1を負担しておるところでございますが、生活保護事務は、法定受託事務であることから、市の負担分についても、基本的に地方交付税により、当該年度の翌年度に措置されているところでございます。このような財政負担の仕組みのもとで、人口規模と比較して被保護者の割合が著しく高い都市においては、市の財政負担分が交付税措置分を著しく超えてしまう都市も一部に出ているようであり、全国市長会においても、本年6月6日に、生活保護に係る財政負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきこと。なお、それまでの間、急激な受給者世帯増加による都市自治体の負担増に対し、財政措置を講じることと決議していることから、本市においても同様の趣旨の提言を市長会などを通じて行ってまいりたいと考えております。

次に(1)③ですが、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、平成23年4月に接種を開始しており、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業として、市が実施する予防接種と位置付け、対象の方には無料で接種を受けていただいております。その財源については接種費用の2分の1が補助金として交付されております。この3つの予防接種につきましては、11月14日開催の厚生科学審議会予防接種部会の中で平成25年4月1日から定期接種とする案が了承され、今後必要な法整備を行うこととされております。定期接種になりますと、市町村長の責任において接種を行うこととなりますので、補助金は廃止となり、費用については交付税で措置されることとなります。

次に(2)①ですが、「子ども・子育て支援法」をはじめとする、子ども・子育て関連3法につきましては、平成24年8月22日に公布されましたが、正式な施行期日については、一部の規定を除き未定となっております。

また、国からは、子ども・子育て会議開催のための経費と事業計画策定に向けたニーズ調査のための経費を平成25年度予算で確保するよう依頼されているところでありますが、ニーズ調査につきましては、国において作成する予定となっている調査票の案が示される時期が未定であることに加え、現時点では調査項目や調査件数などの詳細も決定していない状況であります。

このように、子ども・子育て新システムにつきましては、いまだ不透明な部分も多いことに加え、恒久的な財源の確保が必要となることから、現時点においては、近隣市との情報交換に努めるとともに、引き続き国の動向を注視してまいりたいと存じます。

なお、(仮称)八街かいたく保育園が平成25年4月に開設する予定であり、このことが保育園の待機児童解消の一翼を担ってくれるものと期待しておりますが、市民の方の潜在的な保育需要は引き続き高いものと推測していることから、今後は、国の動向や人口推計、財政状況などを踏まえながら、保育園の待機児童解消に努めてまいりたいと存じます。

次に、③ですが、不登校の子どもたちについては、教育支援センター「ナチュラル」と各

中学校に校内適応指導教室を居場所として確保しております。

また、カウンセリングで個別に対応しているケースもあります。自宅から出られない子どもたちについては、2名の家庭訪問相談員が、家庭訪問を行っております。家庭訪問相談員、教育支援センター、校内適応指導教室、学級担任とが連携をして、子どもたちの状態を把握しながら支援を行っております。

また、本市は本年度「問題を抱える子ども等の自立支援に関する調査研究」事業の委託を県から受けており、不登校の子どもたちや、その保護者へのよりよい支援について、取り組んでおります。居場所の確保とともに関係機関とのよりよい連携を今後とも進めていきます。

また、本市では、放課後を安全に生き生きと過ごすことができる場として、市内全小学校区に児童クラブを設置し、その充実を図っているところであり、本年7月には朝陽第三児童クラブを開設いたしました。小学校就学前のお子さんへの子育て支援につきましては、子育て支援センター事業や各保育園の遊戯室・園庭を開放しているほか、総合保健福祉センターとスポーツプラザ体育館の一室を市民の皆様が利用されない範囲あるいは市役所の業務に支障のない範囲で開放しているところでもありますので、引き続き、これらを活用していただきたいと考えております。

また、スポーツが気軽にできる場所につきましては、市民のスポーツ振興を目的として設置しておりますスポーツプラザ体育館をはじめ、各種グラウンドなどをご利用いただきたいと考えております。

○教育長（川島澄男君）

質問事項1. 住民本位の新年度予算編成をについて答弁いたします。

(2) ②ですが、就学援助制度については、平成24年4月1日より実施要綱を制定し、必要な援助が円滑に行われるように留意しております。認定にあたり、審査の透明性・統一性が図られるようになりました。保護者には、援助を受けるにあたっての要件や手続きがわかるように、学校や市役所を通じて丁寧にお知らせをしております。

引き続き、認定や援助内容についても、申請理由に基づく柔軟な対応とともに、効果的な支援を検討してまいります。

○京増藤江君

それでは、順次質問をさせていただきます。

まず、社会保障制度改革推進法なんですけれども、これは、このところ国の悪政が続いておりまして、この悪政が市民生活に本当に大きな影響を及ぼしているということがあります。例えば1つは、国民健康保険や介護保険料、八街市では国保の収納率は大変悪い状況が長年続いたのも、その原因は何かといいますと、国の悪政です。国が国民健康保険への補助金を大きく減らしてきた。そして、介護保険についても3年ごとの見直しをしておりますけれども、見直しのたびによくするのではなくて、保険料を引き上げたり、使いづらくすると、そういうふうなことがずっとされてきました。そして、今回この社会保障制度改革推進法というのは、自民党の議員さんが言っておりますけれども、自民党の哲学が貫かれている。自民

党の哲学というのは、どういうことかということ、社会保障ほど贅沢なものはないという、これが基本にあります。この社会保障が贅沢なものであるということが基本にあるわけですから、この推進法を実施するならば、もう市民の暮らしは大変なことになるということで、私は、これは反対してもらわなくては困ると思うんですね。市長は消費税を増税することによって暮らしに影響がある方たちが大変多いとか、やはりきちんと、どういうことが起きるかということ認識していらっしゃるところでは、やはり市民生活をどう守るかということでも、正しい方向を示せるのではないかと、私は期待するところですね。

まずは、今以上に市民の暮らしを破壊していく推進法に対し、しっかりと反対をしていただきたいのですが、もう一度、答弁をお願いします。

○市長（北村新司君）

この消費税率を含む税と社会保障一体改革の法案につきましては、先般も全国市長会、あるいは先ほど答弁の中でも申し上げまして、大変重なるようで恐縮でございますけれども、消費税率引き上げ実施にあたりましては、東日本大震災の影響や厳しい地域経済の状況をしっかり配慮するとともに、消費税の逆進性を踏まえた低所得者への対策を講じることが必要であるということの旨の要望書を提出したところでございます。私どもといたしましても、市長会で、そのようなことをしっかりと発言してまいりたいと思っております。

○京増藤江君

必要なことは、この推進法に反対することなんです。消費税の増税で経済的弱者に、この負担を少しでも減らしていくという、これは消費税を増税したら、経済的弱者はどこまで広がるんですか。八街市の場合は、先ほども言われたように、生活保護の費用が八街市の財政と比べると大変負担が大きいというふうにおっしゃっているわけですね。八街市の市民の暮らしは、ほかの市町村と比べても、大変、経済的弱者が多いということを市長はちゃんと答えておられるんですよ。どこまでが経済的弱者かということ、もう所得200万円以下の方が7割を占めている八街市では、そういう方たちに、ちゃんと全て影響が少なくなるようなことはできないでしょう。ですから、もちろん共産党は消費税増税は大反対ですけども、この増税の上に社会保障解体では、市民の暮らしが成り立たないと。だから反対していただきたいわけですね。

それで、消費税を増税した上に、さらに社会保障を改悪する。これによって住民税の非課税世帯の額が下がっていくということになれば、今も国保税の収納や介護保険料の収納率が大変悪い。さらに市民を苦しめていくわけですよ。収納率がさらに悪化するというふうに思うんですが、市の方はどう捉えておられるでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほども答弁いたしましたけれども、今、12月16日に衆議院総選挙が繰り広げております。近いうちに国民の審判が下されます。これらの問題につきまして、国民から舵取りを任されました政党のしっかりとしたリーダーシップのもとで、十分議論いただいた中で、低所得者にも配慮した、不公平感のない国民誰もが納得できる施策にさせていただかなければな

らないというふうに考えております。私どもも、こうしたことをもとに、今後も市長会において発言してまいりたいと思っております。

○京増藤江君

政権党に舵取りをしっかりとさせていただきたいということですが、その政権党である民主党及びほかの政党が消費税を引き上げたり、この社会保障改悪をしているわけですね。ですから、国に任せられないところがあるわけですね。自治体は自治体で、市民の暮らしを守る防波堤にならなくてはいけないというところでは、市長はしっかりと、私は国の舵取り任せではなく、市の舵取りを私たちは任せているわけですから、しっかりと市民の暮らしをどうやって守っていけるのか、方針を出していただきたいし、国の悪政に対しては、しっかり物を言っていただきたいと要望しておきたいと思えます。

それから、70歳から74歳の医療費窓口負担については、これも国にお任せということのようですが、これもやはり市民の高齢者の方々の命を守れない。まして、病院に行く回数が減れば、具合が悪くなるかもしれない。そうしたら、ますます病院にかかる費用が増えるわけですね。医療費の高騰を招くことになると。国保財政の悪化につながると、私は思うんですけれども、この点についてはどうでしょうか。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

お答え申し上げます。先般、国保に対します全国の担当者が集まります全国大会というのが行われました。その席上でも、スローガンの中で、この問題がやはり提示されております。毎年、基準である前期高齢者と言われる70歳から74歳の医療費の基準の2割に戻すというのが毎年出ておりますが、その中で、今までは国が1割負担するというのでやられておったものですが、今回、解散前でございますが、2割に戻すんだというようなことが出ておりました。これにつきましても、全国大会におきまして、国への要望ということで、全市町村挙げて1割へ戻すというような要望を出しております。

○京増藤江君

やはりこれは、全国的にも2割は困るということで、そういうふういきちんと要望を出すということになっているんだと思うんですね。これは国ではとくに法律で2割にするというのは、決めてあるのはもちろんご承知のとおりですが、この八街市でも2割になったら困るという方が多くて、そういう訴えが多くて、私たち共産党は何回も国会の方にも署名をたくさん集めて持って行って、本当に共産党だけが、こうやって頑張ってきましたけれども、いまだに2割にできなかったというぐらい国民の反対が大きいと。本当に医療の問題については、安心して受けられるようにする。まして、長年社会に貢献された方たちが安心して医療を受けられるようにするということでは、私は本当に2割にしないということで、ぜひ、頑張ってくださいと思います。

次に、生活保護基準の引き下げについてなんですけれども、これは先ほど市長の答弁でも八街市の財政にとっても大きな負担になっているということで、これは保護を受けておられる方が多いのが問題ではなくて、高齢者の方々に年金がない方々、少ない方々が保護を受け

られるのはもちろんのこと、そして若い方たちが受ける場合には、病気のこともあるし、失業のこともあります。特に若い方たちの場合に、就職あっせんというか、仕事ができる方たちは仕事をしてもらおうということが、まずあるんですけども、まずは正社員で働ける社会にしていくと。そういう根本問題が今抜け落ちていると。そういう中で、どんな仕事でもやればいいという問題ではないわけですね。本当に働いても働いても年収が200万円以下と。食べていけない、そういう働き方ではなくて、ちゃんと食べていける、そういう安定した仕事があれば、この生活保護というのは受給者は減らないし、ますます増えます。電機産業でも、大手で13万人もリストラをしてしまう。せっかく正社員で働いていた方々が、やはり仕事をなくしてしまえば、やはり生活保護になるかもしれない。こういうことがありますから、この生活保護基準の引き下げについては、やはり最低賃金にも影響しますから、この基準引き下げについては、これも国の方針を待つのではなくて、八街市としても基準引き下げは絶対反対だということを私は国に要望していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほども答弁して、大変やはり重なりますけれども、全国市長会におきましても、本年6月6日に生活保護に係る財政負担については、憲法に基づき国が保障するに関わる事項であるということで、全額、国で財政措置を講じるということを決議しております。私どもの市としても、同様の趣旨の提言を発言、または市長会を通じて行ってまいりたいと、そう思っております。

○京増藤江君

これは、本当に引き下げをしないということを私は言っていくべきだと思うんですよ。

時間がないので、子どもたちの保育園待機児ゼロにということで、お尋ねしますが、新しく、かいたくができて、とてもこれは解消できないところでは、この不景気の中で、本当に若いお母さん方が子どもが生まれても働きたいと。これは、私、増えることはあっても減ることはないだろうということでは、八街市も抜本的に待機児の解消を計画していくことが必要だと思うんですね。その点についての予算措置も、私は市がすべきだと思うんです。やはり働いていただくことによって、税金も入ってくるという点では、大変前向きな施策になると思うんですが、その点はいかがでしょう。

○市民部長（加藤多久美君）

この保育園の待機児童の解消については、なかなか抜本的に対策というのは難しいというのは、認識しておるところでございます。ただ、今、待機児童につきましては、潜在的な需要、それが全国的にも80万人とか85万人と言われております。厚生労働省が出している数字が2万5千人程度ということで、実際は、今、議員さんがおっしゃったとおり雇用、女性の方の雇用をどうやって確保するか。それについては、女性の方もライフワークバランスの考え方が当然昔と違ってきておりますので、ただ待機児童ということで、私どもは考えるのではなくて、全体的な雇用政策等々を踏まえて、やらざるを得ないかなというのが、この何年かの考え方だと思います。ただ、実際、私どもの市町村、保育の責任を負っておりますの

で、今、待機児童が100人前後、かいたくが一応定員が66名、ゼロ歳児が6名ということで、基本的にゼロ歳から1歳児が約8割の待機児を占めておりますので、その解消には、かいたくだけでは足りないということで、今後、平成25年、26年で、私ども新システムにのっとった事業計画の中で、保育事業のニーズ等々をきちんと把握しまして、施策に反映させていきたいと、このように考えておるところでございます。

○京増藤江君

平成25年、26年で計画するという事なんですけれども、やはり、今は生活が本当に大変、貯蓄のない世帯が3割近くになっている状況、そして八街市の収入が少ない世帯が多いということを考えてみましても、この待機児童の解消には、しっかりとした施策、そしてスピードが求められていると思います。本当に必要なところに、きっちりと予算を使っていたきたいと要望して、もう時間がありませんので終わります。

○議長（中田眞司君）

以上で、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時51分)

(再開 午後 2時01分)

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は3点にわたりまして質問いたします。

まず、1点目に、生活者優先の道路行政をということで、まず、安全確保の推進についてであります。

1点目に規制に伴う整備を求めるものであります。内閣府は、車道幅員5.5メートル未満のいわゆる地域住民の生活道路での交通事故は、平成22年度中の全事故の18.2パーセントを占めているということを明らかにしています。本市の幅員5.5メートル未満の市道は、圧倒的な状況でございまして、約8割以上を占めております。

市民の安全確保は切実です。本市の生活道路の速度・車両規制計画を求めるものであります。

また、市道六区1号線の大型車の通行規制がされますが、平成19年9月議会で「この路線を規制した場合、大型車が別の路線に入り込み、さらなる交通渋滞を引き起こすおそれや別の通学路の危険性が増すおそれも生じてしまう」と答弁しています。その解決のためには八街十字路の右折車線の設置が必要であり、三区35号線については、早期の歩道整備を求めるがいかがか。

2点目に歩道の整備計画について何うものであります。

まず、歩行者に配慮した生活道路・通学路の歩道整備についてです。道路が狭い上に、歩行者の安全が優先されるはずの路側帯も狭かったり途中でなくなっていたり、電柱等の支障物により、歩行者は常に危険にさらされています。西林・通称17町歩線、松林・山田ビルから県道神門線に抜ける夕日丘区13号線、松林公民館通りの夕日丘10号線の整備とともに市全体の歩道・路側帯の整備計画を求めます。

また、道路拡幅より安価でスピーディーに交通安全につなげる方法として、路側帯をカラー舗装にすることを求めるがいかがか。

次に、道路整備ですが、県道酒々井線・小麦館脇から入る市道四区1号線は、狭い上にカーブが多く、歩道も兼ねている側溝の蓋は安全性に欠け、段差もあるなど、車道としても歩道としても劣悪な道路であり、事故も多発しています。早急な整備を求めるがいかがか。

2点目には、北総中央用水事業に伴う道路整備についてであります。西林地先への送水管の埋設工事を進めるにあたり、「通称17町歩線は国道409号線のバイパス的役割を果たすために、北総事業と一体で整備したい」とし、西林区の関係住民に青写真を見せ、協力を求めています。当時、「市が道路整備をするなら」と送水管の埋設にも協力したという経緯があります。しかし、既に10年が経過しています。その計画はどのようになったのか、いまだ関係住民には説明されていません。市民との約束はどうなるのか伺います。

また、笹引地先歩道整備の請願が出され、審議されましたが、歩道整備の実施はいかがか、伺うものであります。

大きな2点目には、快適な生活環境づくりについてであります。大関調整池周辺の冠水対策について伺います。市は大関調整池周辺での冠水問題を抱えているのにも関わらず、不急の駅前区画整理事業とともに大池第三幹線事業を優先させ、さらには文違1号線改修のために、大関調整池を潰し、事業を進めてきました。その結果、大雨のたびに冠水地域を拡大させ、床下浸水など市民の財産を脅かしてきています。これ以上、市民を犠牲にすべきではありません。本来、市民の財産・安全を守るとするのが自治体の仕事です。市民が1日も早く安心でき、快適な生活環境にするために、冠水解消計画を明らかにし、早急な解決を求めるがいかがか。

2点目に雨水柵の設置状況について伺います。

日本共産党は、大関調整池上流に調整池とともに、各家庭への雨水柵の設置を求めてきました。議会答弁では「建築確認申請時に雨水柵を設置するようお願いをしている」とのことでしたが、大関調整池流入地域での雨水柵設置はどのくらいになったのか。

また、建築確認申請時を待つことなく、各家庭に対し、積極的に設置協力の要請と、そのための設置補助をすべきであるがいかがか、答弁を求めるものであります。

大きな3点目に、介護保険制度の充実についてであります。安心の第5期介護保険制度へということで、まず、実施から6カ月とありますが、これは通告の時点の話で、現在、もう7カ月たっております。7カ月の見解を伺うものです。

今年4月より第5期の介護保険制度が始まり、痰吸引等介護職員による医療行為の導入、

生活支援のヘルパー派遣時間の短縮をはじめとする利用制限や事業所への基本報酬の大幅引き下げなど、制度を利用する市民にとっても、事業所で働く職員にとっても大きな影響が出ているのではないのでしょうか。現状をどのように把握しているのか伺います。

2点目に保険料・利用料の負担軽減対策を求めるものであります。

介護保険料の普通徴収の収納率は介護保険スタート時、87.3パーセント、10年後の平成23年度には75.5パーセントと悪化しているもとの、第5期介護保険料を引き上げました。高齢者の生活破壊を一層進めるものであり、保険料の軽減対策は切実です。厚労省の「2011年度分の介護保険事務調査の集計結果」では、全国の単独保険料減免実施自治体は520で、自らの基準で高齢者を守っています。この間、八街市は「一律判定による減免、保険料全額免除、一般会計からの繰り入れはできない」という国の三原則を理由に保険料の軽減対策をしていません。しかし、三原則に背いても何らペナルティーはなく、2002年の国会論戦で「三原則は単なる助言で従う義務がない」ということを明らかにしています。

高齢者の生活実態に基づいた保険料の軽減を求めるがいかがか。

次に、利用料の軽減についてであります。

市の第5期介護保険制度に向けたアンケートでは、介護認定者の76.6パーセントが居宅介護支援を希望していますが、今年9月の在宅サービスは64.4パーセントにとどまり、認定者に対するサービス利用率は80.3パーセントであり、2割は利用していません。

また、支給限度額に対する利用状況は5割から7割となっており、希望しながら利用できないという実態があります。お金のあるなしで、介護サービスの利用が制限されることのないよう、利用料の軽減対策を講ずるべきであるがいかがか。

3点目に、施設整備について伺います。

今年7月現在の特養ホームへの待機者は163人になっており、このうち100人が居宅での待機者で、介護度4、5の方が約半数を占め、ひとり暮らし・高齢者世帯者の希望者は全体の42パーセントにもなっています。第5期介護保険計画の中で待機者は解消できるのか伺います。

次に、地域包括支援センターについてであります。昨日、市民サービスに関わる質問の中で、一部、執行側から答弁がございましたが、これは、私通告しておりますので、全面的な答弁をいただきたいと、このように思います。

地域包括支援センターの役割は、高齢者が住み慣れた地域で長く安心して暮らしていけるように、高齢者の総合的な相談や支援、必要なサービス調整を行うしとしています。しかし、高齢者に関わる事業部門は、厚生課・福祉課・介護保険課・健康管理課など幾つもあり、市民には大変わかりづらい機構となっています。

平成22年には、高齢者単身世帯1千680人、高齢者夫婦世帯2千347人と10年前より2.5倍増となり、今議会初日には市長から、65歳以上の人口が今年3月には20パーセントを超え、市民の5人に1人が高齢者にあたる本格的な高齢化社会を迎えたとし、民

間業者の協力を得て、見守りネットワーク事業を実施するという報告がありました。

急速な高齢化のもと、見守りネットワークを作り上げていくとともに、地域包括支援センターが介護保険の対象者だけでなく、広く地域のお年寄りや障がい者の実態を把握し、懇切丁寧な相談に乗り、高齢者のよりどころとなることが求められています。

そこで、1点目に高齢者・障がい者がワンストップで相談できるよう、一本化させた窓口を地域包括支援センターに設置することはできないのか。

2点目に、より身近な各中学校区に地域包括支援センターの設置を求めるがいかがかというところで、ぜひ、明解なる答弁をいただきたいと思えます。

○市長（北村新司君）

個人質問16、日本共産党、丸山わき子議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 生活者優先の道路行政について答弁いたします。

(1) ①ですが、規制につきましては、市として地域の要望に応えるべく、以前から佐倉警察署を通じて、千葉県公安委員会に要望を行っているところでございますが、規制の実施には、なかなか至らないのが実情でございます。しかしながら、今後、限られた予算の中で最大の効果が得られるよう、地域からの要望に対して緊急性等を考慮し、優先順位を決め、規制実施に向け、必要な道路整備等を実施し、公安委員会へ要望してまいりたいと考えております。

なお、市道の整備につきましては、今年度は東小学校北側の市道一区39号線において、車道幅員を狭め、歩行者が安全に通行できるよう整備したところでございます。これにより、車両の最高速度が30キロメートルに規制されると警察から聞いております。さらに、現在、整備を実施している市道六区1号線につきましても、一区39号線と同様に整備を進めているところであり、整備後は、大型車両の通行禁止規制がかかるかと聞いております。八街十字路の右折車線の設置につきましては、八街バイパスが全線供用開始した状況を見た上で検討していくと、県から聞いているところですが、交差点改良には新たな用地の取得や建物等の移転など、多額の費用を要することから、用地の確保が可能な状況にある危険箇所を優先的に整備する方針であるとのことでございました。

市道三区35号線につきましては、八街バイパスと交差する箇所から歩道整備を検討する計画でございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、②ですが、ご指摘の市道204号線と夕日丘13号線につきましては、北総中央用水の幹線ルートでもあることから、歩道整備の概略設計は終わっております。しかしながら、現在の財政状況から考えますと、早期の実施は大変難しいものと考えております。

なお、夕日丘13号線につきましては、9月議会の一般質問で木村議員に答弁いたしましたが、千葉県警察本部交通規制課からも、このような幅員の狭い道路につきましては、まずは、進入車両に対し、看板等で事前に道幅が狭いことを周知することが有効であるとのアドバイスをいただいておりますので、看板等の設置を早急に実施したいと考えております。

さらに、夕日丘10号線につきましては、今年度、一部舗装の打ち換えを実施したところ

でございますが、歩道等の整備計画はございませんので、夕日丘13号線と同様に、現状でできる対策を警察と協議していきたいと考えております。

また、四区1号線につきましては、道路幅員が狭くカーブも多いことから、危険であることは認識しております。現状では、改良を伴う整備は難しいと考えておりますが、部分的に段差の解消など改良が可能な箇所につきましては、検討してまいりたいと考えております。

次に(2)①ですが、北総中央用水事業は、昭和63年度から事業が着手されており、ご質問の箇所は、当時、県道成東酒々井線と市道文違一号線の交差点改良の計画中であったことから、基幹水路の埋設にあたり、事業主体であります国が用地を取得をし、管路の管理用道路に位置付けられております。

なお、北総中央用水事業は、平成27年度の完了を目指して事業が進められておりますが、今後、関係機関と協議を実施してまいりたいと考えております。

次に、②ですが、ご指摘の市道210号線の歩道整備につきまして、9月議会で事業に着手できるよう努力していくと答弁したところですが、現在の状況といたしましては、来年度からの事業着手に向け、車道部分の改良については国の社会資本整備総合交付金の活用を要望しているところであり、この事業にあわせまして、北総中央用水の農業用水管の区分地上権が設定されている用地を取得し、歩道として整備できるよう検討しているところでございます。

次に、質問事項2. 快適な生活環境づくりをについて答弁いたします。

(1)①ですが、現在、大関の調整池には大きく分けて3つのルートから排水が流れ込んでおります。そのうち、駅南側及び実住小学校方面からの排水路においては、実住小学校の校庭に地下式の貯留池で2千トン、千葉黎明高等学校付近に3千トンの調整池を整備し、洪水調整をしております。そのほか、五区の県営住宅方面からと、同じく五区の子豚市場方面からの排水路があります。このうち、子豚市場方面からの排水路の途中に調整池として土地をお借りすることができましたので、なるべく早い時期に必要な工事を行い、大関調整池への流入量を減らすことにより、池周辺の冠水対策を図ってまいりたいと考えております。

今後も、調整池の整備は必要と考えておりますことから、候補地があれば、その取得に向け努力してまいります。

次に、②ですが、本市では、雨水の流出を抑制することを目的として、八街市宅地開発指導要綱に基づき、宅内浸透貯留槽もしくは調整池を設置するように指導しておりますが、開発行為とならない建築行為につきましては、建築確認申請提出時に窓口において雨水浸透柵の設置をお願いしている状況でございます。しかしながら、雨水浸透柵の設置については、建築確認申請時の義務化になっておりませんので、大関調整池周辺の設置状況は把握しておりません。

また、各家庭の雨水抑制対策につきましては、広報紙及びホームページでPRしてまいりたいと考えております。

なお、雨水貯留槽設置に対する補助についても、今後検討してまいりたいと考えておりま

+

す。

次に、質問事項3. 介護保険制度の充実をについて答弁いたします。

(1) ①ですが、高齢者社会が進行していく中で、全ての高齢者が住み慣れた地域で、人間としての尊厳が保たれ、自立した豊かな生活を安心して送れる社会の実現を求め、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを一体的かつ継続的に提供する「地域包括ケア」の考え方を念頭に置いた第5期介護保険事業計画がスタートして7カ月を経過いたしました。計画期間内における平成24年度介護報酬改定では、生活援助の時間区分が見直され、従前の60分程度や90分程度の生活援助の時間区分が、20分以上45分未満と45分以上の2区分に見直されたことにより、改正前には一部の利用者や事業者等からサービスの利用制限につながるのではないかと危惧されておりました。しかしながら、これは必要なサービス量の上限等を付したわけではなく、利用者個々の状況に応じた介護支援専門員とサービス責任者による適切なアセスメント及びケアマネジメントに基づき、利用者のニーズに応じた必要な量のサービスを提供すべきことは従前どおりであるため、これまで提供されてきたサービスを利用者個々の状況を踏まえ、新たな時間区分に適合させることを強いるものではなく、適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、サービス内容と時間の必要性を再検証した結果、見直し以前に提供されていたサービスを45分以上の生活援助として位置付け、見直し後も提供できるものであるため、本市においては、利用者及び事業者からの苦情等はありませんでした。

また、平成24年4月1日に施行されました社会福祉士及び介護福祉士法により、介護職員等による喀痰吸引等の実施が制度化されたことから、特別養護老人ホーム等の施設・事業所、障害者支援施設等及び居宅において、必要なケアを安全に提供するため、千葉県においては、適切に痰の吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とした研修会を実施し、痰の吸引や経管栄養等といった日常の医療的ケアを安全にできるよう必要な対策が図られているところでございます。

今後につきましては、本計画の基本理念でございます「高齢者の尊厳が保たれ住み慣れた地域で安心して住み続けられる街」を目指し、計画に基づいた事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、②ですが、介護保険料の軽減につきましては、本市の介護保険料減免取扱基準に従い、第1号被保険者または、その属する世帯の生計を主として維持する方が「災害により著しい損害を受けた場合」「長期入院により収入が著しく減少した場合」「死亡した場合」「心身に重大な障がいを受けた場合」など個々の事由に応じて、25パーセントから最大100パーセントの保険料額を減免し、申請後速やかな対応に努めております。

第5期介護保険事業計画における保険料の単独減免につきましては、国から示されている考え方及び県からの指導に基づき、保険料の全額免除、収入のみに着目した一律減免、保険料減免分に対する一般財源の投入については行わず、従前どおり本市の減免取扱基準に従い対応をしてまいりたいと考えております。

介護サービス利用料の軽減につきましては、利用者が1カ月間に自己負担した額が一定の額を超えるとときに、利用者負担の軽減を図るための高額介護サービス費を支給しており、その所得区分に応じて所得の低い方に多く支給されるよう制度設計がなされていること、介護保険施設の入居者のうち、市民税非課税世帯の方に対しては、その所得の状況等による利用者負担段階に応じて、本来、保険給付の対象とならない食費・居住費についても負担限度額を設定し、補足給付を行っていることから、現行制度においても所得の低い方に対して制度的配慮がなされているものと考えております。したがって、第5期計画においても国の制度に準じた利用料の軽減措置を実施してまいりたいと考えております。

次に、③ですが、特別養護老人ホームの待機者解消を図るため、第5期介護保険事業計画において計画していた、1施設・80床の施設整備が完了し、7月からサービスの展開を図っているところでございます。しかしながら、平成24年7月1日現在、163名の待機者がいることから、施設整備後においても、依然多数の待機者がいるものと思われませんが、日常生活や介護に不安を抱く高齢者が、特別養護老人ホームなどの施設へ入居するという選択肢だけでなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが可能となるように、介護サービスに関わる人材育成の推進及び地域密着型施設サービスの質の向上を図り、第5期計画の基本的な考え方である「地域包括ケア」の充実に努力してまいりたいと考えております。

また、千葉県において策定した平成24年度から平成26年度を計画期間とする、第5期介護保険事業支援計画に基づく介護老人保健施設の印旛圏域での県整備目標は300床であり、富里市において計画している1施設・72床の増床整備計画のうち10床を、四街道市において計画している1施設・50床の新規整備計画のうち5床を、それぞれ本市の整備数として位置付けることについて同意をしたところでございます。

今後といたしましては、健全な介護保険財政を維持しつつ、過度な施設整備による介護保険料の急激な上昇を招かないよう計画的な施設整備計画を推進し、特別養護老人ホームの待機者解消を順次図ってまいりたいと考えております。

次に(2)①ですが、本市の65歳以上の人口も平成24年3月末で1万5千人を超え、「市民の5人に1人が高齢者」という人口構成になっています。高齢者に関わる施策には、介護保険、高齢者福祉、年金、医療保険、障害者福祉、生活保護、消費者被害の防止等、さまざまなものがございます。これらを担当する窓口も複数の課にまたがっている中で、平成18年の介護保険法の改正により創設された地域包括支援センターは、高齢者の総合相談、介護予防への取組支援、認知症高齢者等の権利擁護、介護支援専門員の支援等により、高齢になっても住み慣れた地域で生活できる体制づくりを目指しています。

相談のあった高齢者について、「必要なサービス等につないでいく機能」を地域包括支援センターは担っており、内容・目的の明確でない相談ごとについても、センターで聴取し、対応しておりますので、広範多岐にわたる高齢者施策の対応窓口を一本化することは、職員の資格、庁舎設備等を考えますと困難ではないかと思っております。しかしながら、市民サービスの向上のため、できることから組織の見直しに取り組むこととし、高齢者福祉の窓

口一本化を進め、平成25年4月から実施してまいります。

今後とも高齢者の方々のサービス向上が図れるよう、積極的に取り組み、高齢になっても、介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、各種施策の推進に取り組んでいく所存でございます。

次に、②ですが、地域包括支援センターは、市町村が地域の実情に応じた圏域を設定して設置することとされており、圏域につきましては、人口規模、業務量、運営財源、専門職の人材確保の状況、地域における保健福祉圏域との整合性を考慮し、センターの機能が最も効果的・効率的に発揮されるように設定することとなっております。本市では市内全域を1圏域として、地域包括支援センターを1カ所開設し、社会福祉法人の協力を得ながら、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を各2名、計6名配置し、高齢者の支援に取り組んでいるところでございます。

市民が日々利用する施設については、身近な場所への開設が望ましいと考えますが、センターが担っている高齢者の相談支援にあたっては、職員が必要に応じて高齢者宅を個別に訪問しており、相談のあった方の要介護認定の有無、高齢者福祉や障害福祉サービスの利用状況、生活保護の受給等の把握や関係部署との連携も必要となりますので、市総合保健福祉センター内への開設が最も効率的と考え、設置いたしました。

また、買い物や食事作り、入浴など日々の生活に何らかの支援・介護が必要な場合、介護保険をはじめとしたサービスにつながるよう支援しておりますので、第5期介護保険事業計画期間においては、1カ所の設置で対応してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

それでは、若干、時間の許す限り再質問させていただきます。

まず、生活者優先の道路整備についてですが、今議会は6人の議員がやはり道路整備問題を取り上げております。市民の安全を求める声が各地域から上がっているということで、財政不足の中ではありますが、これは計画的に進めていただきたい。計画がないということではなくて、本当に積極的な対応を進めていただきたいということを、まず申し上げておきます。

それから、北総中央用水事業に伴う道路整備についてなんですが、私の質問にきちんと市長は答えてくれているのではないかなというふうに思います。西林地先の送水管を埋設するとき、ここには国道409号のバイパス的な役割を果たす道路を通すから協力してほしいんだと、西林の関係住民に説明をしております。しかしながら、その関係住民には一切その後の経過がないまま、地域住民は今年は予算が付くだろう、今年は道路が整備されるだろうと待っているわけですよ。そういった中で、これから一体、この住民に対して、どのような対応をされていくのか。また、道路整備をどういうふうにしていくのか、再度答えていただきたいと思います。

○市長（北村新司君）

国営北総中央用水事業に関係した、今の西林地先の事業につきましてでございますけれど

も、ご質問の箇所につきましては、先ほども答弁したとおり、県道成東酒々井線、文違1号線の交差点変更の計画があり、この計画に関係した協議がなされ、国の管路が先行して埋設する方法であり、管が直線的になることや、スマイル前の幅員がない市道に埋設する計画があったことなどから、国が管理用道路として用地を取得し、埋設されたと聞いております。取得の際に、国営側として将来は市道として利用できることもということを説明していると思います。

なお、現在この用地は国の財産となっております。国営事業完了後に北総中央用水施設管理者が決定した後に、市に対し道路として帰属を受けることとなりますが、すぐ道路として計画するには、今後、財政状況を鑑みながら判断してまいりたいと思っております。

○丸山わき子君

北総中央用水事業の完了が平成27年だと、それ以降、市が移管を受けて、それから計画を立てるといような先ほどからの説明だというふうに思うわけですがけれども、西林の区民は、その経緯が全然知らされていないわけなんですね。やはりその辺は、きちんと説明すべきであると。当面は整備しませんよと、しないならしないで、しませんよということをきちんと報告すべきじゃないですか。その辺はどうなんでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

事業の担当から説明させていただきます。事業内容につきましては、現在、市長の方から答弁したとおりですが、議員さんのおっしゃられるように、当初説明した平成11年と大きく内容が変わっておりますので、当時出席しております農政関係、それから建設部局におきまして、再度、今後の事業の進め方、八街市としての進め方を決定し、近いうちに説明会をし、地元の方にご説明申し上げたいというように考えております。

○丸山わき子君

ぜひ、そういった積極的な対応をもって、地域住民の皆さんに理解を得ていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、大関調整池について、若干お伺いしたいと思います。先ほどの答弁ですと、大関調整池に流入する雨水に関して、実住小学校に2千トン、黎明高校の下に3千トン、それから五区子豚市場下流に調整池を確保していきたいんだということなんですが、これはどのくらいの水の量が貯留できるのでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

面積的には、約1千平米ぐらいでございまして、現状は調整池的な役割を果たすような土地になっております。ボリュームにつきましては、積算はしてございませぬけれども、1千平米でございませぬけれども、今の雨水を十分カットしてくれるものと考えております。

○丸山わき子君

ここが本当に調整池として適切かどうかというところでは、十分これは検討されているところなんじゃないでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

今現在、その脇に排水管が通っておりまして、その中段に集水桝を作って、そこからカットするというので、位置的にはいいと考えております。

○丸山わき子君

あの界限は、以前、山だったんですが、山の木をカットしてしまいまして、そのことによって大雨が降ると、地下から一段下の市道にあふれ出てきてしまうという状況が、この間ございました。果たして、これは調整池として役割が果たせるのかどうかということで、大変心配ではございますが、ぜひ、積極的な対応をしていただきたいと思います。今後も対応していただきたいと思いますというふうに思います。

それから、各家庭に雨水桝を設置するようにPRしていくと。それと、設置補助についても検討していきたいという前向きな姿勢をいただきました。ぜひ、大関調整池の冠水対策を少しでも、1日でも早く解消させるために、ぜひ、こういった積極的な対応を進めていただきたいと思います、このように思います。

次に、介護保険の問題であります。先ほど来、答弁がございましたが、この第5期の介護保険制度にあたって、特にヘルパー派遣時間が短縮されたわけですが、苦情はないというふうに言われているわけですが、実際には、これは千葉県社会保障協議会の方が6月に全県下の事業所に対してアンケート調査をしたんですね。この中では、利用者から41パーセントの苦情が上がっているわけです。実際に八街の市民も介護度4、寝たきりの方です。この方は午前中に90分間、午後に90分間のヘルパーさんに来ていただいたわけですね。ところが、この4月以降、90分が60分になった。そうしましたら、まず、買い物をする時間が本当になくなってしまった。調理をしていただく時間がなくなってしまった。洗濯・掃除をする時間がなくなってしまった。寝たきりの方ですから、全く何もできないわけですよ。ヘルパーさんに全てお願いしなくちゃいけない。1日トータルしますと、1時間減ってしまっているわけですよ。だから、本当に我慢に我慢をして生活をしている。このことは、市に苦情を言いましたかと言ったら、どこに言ってもいいかわからないから、言えません。そうなんですよね。というわけで、市の方も介護保険の実態を把握できていない。市民もこういった自分たちが本当に大変になっている実態をどこに言ってもいいかわからない。これが第5期の介護保険制度の特徴なんです。八街市は保険料は徴収するけれども、市民がどんなサービスを受けて、どんな実態になっているか、全然わかっていない。こんな状況になっているわけですね。

先ほども出ていましたけれども、本当に介護保険制度が3年ごと、3年ごとに見直しされるごとに、どんどん悪くなっているんです。本当にそういった点では、これは国に対して、きちんと介護保険制度を本当に安心して受けられる、そういう制度にしていくことを求めていかなければならないと、このように思います。

それから、最後に高齢者対応の窓口一本化の問題、これにつきまして、具体的にはどのような対応になっていくのか、説明いただきたいと思いますというふうに思います。

○市民部長（加藤多久美君）

昨日、新宅議員の質問の中で若干触れさせていただきましたけれども、平成25年4月から、現在、私ども市民部の中で福祉課、介護保険課、ほかに等々、厚生課なんかがあるんですけれども、その福祉課と介護保険課を再編成するという意味で、昨日は申し上げました。

一応、介護保険課は新しい保険制度として、平成12年に発足したわけで、独立した課として介護保険課と名前を付けましたけれども、もう10年過ぎまして同化したということで、その介護保険課の名称を取り払いまして、高齢者という人の大きいくくりで、仮称ではございますが、高齢者福祉課ということで、介護保険の部分を担当。また、生きがい対策等々、高齢者の部分もそこに含めると。今、福祉課の中の障害担当部分については、仮称ではございますが、障害福祉課として、そこの中でやると。要するに、課は増えませんが、課の中の再編をするということで、昨日も言ったとおり、高齢者の方には、高齢者福祉課の中の仮称ですが、包括支援班の方に来ていただいて相談をしていただきたい。このような組織の改革ということで、4月からは、その方向で今進めておるところでございます。

○丸山わき子君

ぜひ、高齢者のよりどころとなるような窓口になっていただきたいと。それで、やはり高齢者の方々に懇切丁寧な周知、これが本当に必要なんですね。どこへ行っていいかわからない。わからないまま、ずっと相談に行けないで孤立しているという状況もありますから、やはり周知徹底、本当に懇切丁寧な対応をしていただきたい。このことを申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（中田眞司君）

以上で、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、右山正美議員の個人質問を許します。

○右山正美君

日本共産党の右山正美です。私は、安心の国保行政について、まず伺いたいと思います。国民健康保険税について伺います。

国民健康保険法は、その第1条で、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると定めています。自ら「社会保障」と明記し、国民の命と健康を守るための制度が、全国的に多数の死亡者を生み出しています。高過ぎる保険税、取り上げられる保険証、そして手遅れ死亡事件の発生。これらは国民全てが安心して医療を受けられようという国保の目的と逆行するものです。

市の収納率は、徴収強化により約6.3ポイント増の84.02パーセント、過年度分は46.14パーセントであります。不況やリストラ、倒産などによる生活苦のもとで、国保加入世帯の平均所得は167万円にも下がってきています。そういうところに「払わないのが悪いだ」とばかりに徴収強化をしても、市民の担税力がないわけでありまして。しかも、徴収は市民税・介護保険料・国保税と一括であります。特に国保税は命と健康に直接結び付くもので、一括徴収はなじみません。国保税の徴収のあり方について、どのように考えている

のか、まず、伺います。

また、貧困と格差が深まる中で、応能負担部分を見直し、国保税の引き下げを求めますがどうか。

次に、証明書についてであります。体の具合が悪いときに医者にかかれないという事態は絶対的な格差の問題であり、貧困の問題であります。病気やけがをした場合、我が国では全ての国民が公的な保険制度によって治療が受けられるようになっています。これを国民皆保険制度といいます。日本国憲法25条の理念に基づいて、国の責任で全国民が何らかの公的保険に加入し、必要な治療が提供される仕組みです。大事なことは、お金のあるなしに関わらず、病気やけがのときには適切な治療が保障されているということです。しかし、近年窓口での負担が増やされ、「お金が心配で病院にかかれない」といった事態や保険料を払えずに無保険になってしまう人が生まれていますが、これは本来、誰もが安心して治療を受けられる日本の国民皆保険制度のもとでは、あってはならない事態です。八街市では265世帯370人に資格証明証が発行されていますが、直ちに中止を求めますがどうか。

また、分割納入を続けているのにも関わらず、限度額認定書が発行されていません。市はどこに基準を設けて、このような制裁措置をし続けているのか答弁を求めるものであります。

次に、国保の広域化について伺いをいたします。

国保の財政難が深刻化する中、自治体当局や医療関係者の中には、藁にもすがる思いで、広域化・都道府県単位化に期待する声もあります。しかし、国保の財政難の原因は、国庫負担の削減です。国の予算を削減したまま国保を寄せ集めても、弱者同士の痛みの分かち合いにしかならず、財政や制度の改善にはつながりません。民主党政権の狙いどおり、広域化によって一般財源の繰り入れがなくなれば、国保税はさらに高騰し、しかも、今後、医療給付費が増えるのに応じて、際限なく引き上がるようになります。

また、保険者組織の広域化は、住民無視の組織運営につながります。運営主体の広域化がこうした住民要求反映の大きな障害となることは、後期高齢者医療制度の実態が証明しています。広域化で国保が成り立つのかどうか考えをお伺いいたします。

大きな2点目に、地域経済の活性化について伺いたいと思います。

1点目に、地域循環型経済の発展での街づくりを求めるものでありますが、私どもは10月に「ミルクとワインとクリーンエネルギーの町」、岩手県葛巻町に視察に行ってきました。葛巻町は酪農ヘルパー事業を35年前に事業化、全国でオンリーワンの「放牧育成牛互助事業」を38年前に発案し、現在もくずまき高原牧場の信用のもととなり、東日本6県から2千頭のホルスタイン若牛を受託しています。

くずまき高原牧場は公社化され、創業36年、現在では来場者年間30万人、「オーライ(往来)日本大賞」受賞、都市と農村の交流、グリーンツーリズムの優良事例として「グリーンツーリズム大賞」を受賞。日本の畜産の中で最高位賞の「畜産大賞」を受賞。日本の農業全般の中で日本一の実績と認められて「日本農業大賞」を受賞しています。12年前から21世紀の地球規模での課題「食糧・環境・エネルギー」の改善のために、小さな山村で取

り組み、「環境大臣表彰」「資源エネルギー長官表彰」「農林大臣表彰」などを受賞し、「日本一のクリーンエネルギーの町」となっています。

その事業内容は、風力発電15基、太陽光発電、畜産バイオマス発電、木質バイオマス発電、家畜の排せつ物から世界で初めて燃料電池を製造することに成功。このような施設を有する町は全国の市町村が1千770程度となった現在でも存在していなくて、「日本一のクリーンエネルギー施設を有する町」であります。

この施設建設の投資額は、57億5千500万円で、町の一般会計からの持ち出しは0.8パーセント以下の4千593万円です。さらに毎年3千万円の固定資産税が入ります。これらの取り組みにより、町民が自分の町に自信と誇りを持てる状況を作り出しています。帰郷者には仕事があり、持続可能な地域づくりが進んでおります。食糧・環境・エネルギーの発展で街づくりをともに考えていく課題だと思いますがどうか、答弁をいただきます。

次に、2点目に住宅リフォーム助成制度の拡充を求めるものであります。

市内業者からは「仕事ができてよかった」と予想以上の声が寄せられております。市もそれを実感していると思います。利用状況は6月から始まり、35件で総事業費は約5千410万円となり経済波及効果は約1.6倍にもなっています。今議会で、100万円の補正予算が組まれましたが、この程度で十分なのかどうか。地域経済活性化の中心として、今後の継続と拡充を求めますが答弁を求めますのでございます。

3点目に、市民の立場に立った防災対策について、2点ほど伺いたいと思います。

1点目は、水道管の耐震化推進についてでございます。厚生労働省は「平成24年度水道水源開発等施設整備費」（全国防災）の国庫補助金の交付要綱を示しました。全国の水道施設の耐震化率は、浄水場が18.7パーセント、配水池が38パーセント、導水管や送水管の基幹管路が31パーセントと極めて低くなっているわけでありまして。平成22年度全国平均でありますけれども、東日本大震災を受けて2012年度予算額が拡大され、事業によっては、2分の1、3分の1、4分の1の補助率が示されています。本市の給水戸数は1万4千76戸、給水人口は3万8千828人、これは平成23年度決算ですが、大地震の電源喪失の場合の緊急対策としての措置はされているのか。

また、ライフライン機能強化対策として、水道管路耐震化等老朽管更新事業など国庫補助の活用などで計画的に進める必要があるがどのように考えているのか答弁を求めます。

2点目に、避難先の耐震化と創エネルギー対策についてであります。

避難場所の耐震化について伺いますが、市内の避難場所は保育園・小学校・中学校・公民館などが主な避難場所に指定をされていますが、耐震化になっているのかどうか、大変重要な問題であり、現況を伺いたいと思います。

先ほど紹介いたしました、岩手県葛巻町では、早くから太陽光発電と蓄電器を取り入れ、小中学校はもちろんのこと、コミュニティセンターなどに設置をし、日常的に活用しているわけでありまして。本市も自家発電できる太陽光発電と蓄電器を整備して、日常的にあるいは緊急時に備えることも重要と考えますが見解を伺うものであります。以上です。

○議長（中田眞司君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 2時54分）

（再開 午後 3時04分）

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（北村新司君）

個人質問17、日本共産党、右山正美議員の質問に答弁いたします。

始めに、質問事項1. 安心の国保行政について答弁いたします。

（1）①ですが、現在、国民健康保険税の賦課調定、収納管理等については、国保年金課、徴収等においては納税課で行っています。これは、市が持つ租税債権の一元管理をすることにより、効果的な徴収対策を図ること等を目的として、平成17年度に組織の改編を行ったことによるもので、その後、平成20年9月には、市税等徴収対策本部を立ち上げて、徴収について全庁的な取り組みを進めてまいりました。

その結果、昨年度、保険税徴収率の全国ワースト1を脱却することができました。保険税の納付が滞ると、短期被保険者証や資格証明書の交付をすることもありますが、一方的に交付をするのではなく、その際には予告通知であったり、納税相談通知の送付をしており、納税者の方の事情を確認することとしております。

また、先ほど申し上げた租税債権の一元管理によって納税相談の際にも、税目ごとの相談よりも適切な対応ができているものと考えております。

次に、②ですが、国民健康保険事業は、一般会計とは異なり、保険税等の収入に応じて医療給付費等の支出を抑制することはできず、支出に応じた収入額を確保する必要があります。そして、受益者負担という観点から必要となる費用を被保険者の応分の負担で賄うのが原則であり、一般会計からの繰り入れを行うことは、国民健康保険以外の保険制度に加入されている方などから見た場合にも、負担の公平性から好ましくないものと考えております。

現状としましては、高齢化の進行や医療の高度化等の要因により、年々給付費は増加傾向にあります。さらに国保加入者は、従来は農業や自営業者等、ある程度の所得が見込める層を想定していましたが、最近では、年金受給者や所得の少ない加入者の割合が多く、以前に比べて国民健康保険財政の基盤が弱くなっていることもあり、このような現実を踏まえると保険税を引き下げるとは非常に難しいと考えます。

市としましては、今年度より人間ドックの助成事業を始めており、また、特定健診の受診率向上に努めるなど、予防医療につきましても、積極的に取り組んでまいりまして、医療給付等の支出を抑制し、国保財政の安定化に努めたいと考えています。

次に（2）①ですが、資格証明書の交付の趣旨の1つとして、滞納者と接触の機会を確保し、納付の意思や生活状況を確認することがあり、それにより、分割納付等の相談、福祉制

度の提案など、個々の事情に応じた、よりきめ細かな対応が可能となり、納付につながる場合もあると考えております。

また、国民健康保険税の納付が滞った際、即時に資格証明書を交付するのではなく、納税相談通知の送付や短期被保険者証の交付により、本来は自主納付が基本となる保険税ですが、市からも滞納者に接触の機会を設け、納税者の状況を把握できるように努めております。

保険税の賦課につきましては、現在、応能負担部分、応益負担部分のうち、応益負担部分において低所得者層の所得に応じて7割・5割・2割の法定軽減措置を適用しています。この法定軽減部分においては、基盤安定交付金等の国・県からの財政支援があり、中間所得者層の保険税負担増には結び付かないよう考慮された制度となっています。

資格証明書の交付を中止すべきではないかとの質問であります。本市といたしましては、先ほど答弁申し上げました交付の趣旨、また、保険税を滞りなく納めている方との公平性の確保、さらには皆保険制度の大きな一翼を担う国保制度維持存続のためにも、資格証明書の交付は欠かせないと考えております。

なお、資格証明書の運用については「国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書等取扱要領」を定め、病気やけがにて5日以上入院をしたときやこれに相当する場合は特別の事情にあたり、資格証明書の解除をする旨の運用をしております。

また、交付者に対しましては、定期的に納税相談の実施についての通知を行い、あわせて特別の事情等について実態を調査しております。

次に、②ですが、高額療養費の支給につきましては、被保険者の属する世帯主からの請求に基づき、原則として償還払いとなっております。特例により、70歳未満の被保険者が入院及び外来で診療を受ける際、あらかじめ、市から交付を受けた限度額適用認定証を医療機関に提示することにより、その支払いは限度額までとなります。この認定は、申請を行った被保険者が属する世帯の世帯主に、保険税の滞納がないことを確認できた場合に限り行うものとなっております。認定証の提示がない場合でも、自己負担額が高額になった場合、限度額を超えた分が、高額療養費として支給を受けることができます。

現在は現年分も含め、保険税に未納がある場合は交付しておりませんが、この基準を緩和することに伴い、滞納のない世帯の納税意欲の低下を招く恐れもあり、安易な基準の見直しは、難しいものと考えております。しかし、景気の低迷が長引く中、人道的な配慮という点から、一時的な生活困窮により現年分の保険税の納付ができない場合や継続した分割納付等により完納予定が明確な場合などを特別な事情として認め、限度額適用認定証を交付することができるかどうかについて、今後検討してまいりたいと思います。

次に(3)①ですが、地域保険である国民健康保険は、相扶共済の精神が受けやすい市町村単位での運営が理想であると考えておりますが、被保険者の急速な高齢化や医療技術の高度化に伴う保険給付費の増大、さらには保険税の負担能力の低い被保険者の増加や無職の方が多いなど、構造的な問題を抱え、極めて厳しい財政運営を強いられております。一般的には、規模が大きいほどリスクの発生確率は安定し、財政基盤の強化が図られ、運営が安定す

+

ることは明らかであります。千葉県においても、平成25年3月末までとされている現在の国民健康保険財政安定化等支援方針を平成27年3月末まで延長し、さらなる検討をしていくこととしております。

また、平成27年4月から拡大される共同事業についても、県と市町村等とで構成される国保財政安定化等連携会議において、その負担のあり方を検討しております。そのほかにも県内市町村が共同で実施できる業務を模索しつつ、広域化に向けた研究を進めているところでございます。

全国市長会においては、国の責任において安定財源を確保することにより、財政基盤の強化を図った上で、広域化を進めるよう要望しており、市としましては、国の動向に注目しながら、国保運営の広域化の実現に向けた取り組むとともに、新しい国保制度に地域保険として担うべき役割と市の責務が明確に位置付けられるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 地域経済の活性化について答弁いたします。

(1) ①ですが、農産物に付加価値を付け有利販売へ繋げる取り組みとして、本市で収穫された小麦を使い、学校給食用パンを提供する取り組みを推進しております。

また、市制20周年を記念して実施した産業まつりでは、新たなエンジンの消費拡大を図るため、エンジン料理コンテストを実施しました。さらに商工会議所飲食部会において、八街産しょうがを使ったジンジャールやちまたの開発・販売を進めております。

また、自然エネルギーの具体的なものとして、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱などが挙げられます。地球温暖化の緩和、新たな利点を有するエネルギー源等として、近年利用が増加しており、十分必要なものと認識しております。

なお、現在は太陽光発電システムを設置した方に補助金を交付しているところでございます。

次に(2) ①ですが、10月1日現在で35件の申請があり、総事業費は、約5千410万円で、補助金額としては294万7千円でございます。

なお、今回の12月議会に10件分の補正予算を計上しているところでございます。

また、平成25年度におきましても、住宅リフォーム工事に要する費用の一部を引き続き補助してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. 市民の立場に立った防災対策について答弁いたします。

(1) ①ですが、国庫補助事業としての石綿セメント管更新事業につきましては、平成23年度をもって終了しております。現在、国庫補助事業としての対象施設につきましては、緊急時給水拠点を確保するための施設や水道管の更新事業のうち、ダクタイル鋳鉄管、塩化ビニル管の耐震化が主体となっております。

これらの対象施設は現存しておりますが、石綿セメント管と比べますと相当優れた耐震性を有していると考えられます。従いまして、水道管の耐震化につきましては、漏水多発箇所を優先的に、かつ費用対効果を踏まえて、道路改良工事や民間ガス事業者の布設等とあわせて管の更新を実施し、さらに毎年行っております漏水調査の結果を計画的に組み入れ、水道

水の安定供給を維持するため、石綿セメント管の残り総延長約48キロメートルを最優先で耐震管に更新してまいりたいと考えております。国庫補助事業につきましては、国の動向を注視し、積極的な情報収集に努め、活用してまいりたいと考えております。

次に(2)①ですが、市では、現在の避難場所につきましては、公共施設を中心に30カ所を指定しております。ご質問の避難場所における避難施設の耐震化につきましては、保育園については耐震診断をした結果、耐震補強の必要はないとの診断を受けております。

また、学校におきましては、朝陽小学校については、平成25年、26年度で建替工事が計画されており、その他の八街東小学校、川上小学校、交進小学校、八街中学校についても耐震診断の結果により、平成26年度に補強工事を行う計画となっております。

なお、災害時における避難所の開設につきましては、職員が避難所に向かい、安全であるか状況を確認した上で、避難者を誘導することとなっております。

次に(2)②ですが、避難場所における避難施設の太陽光発電と蓄電器の整備につきましては、朝陽小学校の建替時に、太陽光発電設備と蓄電器を整備する計画をしているところがあります。このように発電設備は災害時における有効な施設と考えていることから、災害時に備えて公共施設等の建替時には、整備についても検討してまいりたいと考えております。

○右山正美君

それでは、国保について、まず最初に伺いますが、一元管理して徴収をしているということでした。それで、八街の所得階層別滞納状況というのが、もちろんこれは担当課の資料ですけれども、全体で加入者の3千904世帯、この人たち、世帯が滞納状況であると。その中でも所得階層の滞納状況、100万円から200万円未満、この人たちが一番多くて860世帯なんですよね。やはりこういう世帯の人たちというのは、人数別にも出ているんですけれども、本当に先ほど市長が言われたとおり、無職者あるいはリストラ、失業、そういった脆弱な人たちの集まりが国保に入ってきている。構造的な、そういった問題があるんだというふうに市長もおっしゃいましたけれども、まさにそのとおりなんですよね。だからこそ、やはり慎重に、そういった徴収においても本当に慎重にならなければならないと、こういう具合に私は思いますけれども、担当課として、担当課は徴収には関わっていないんですけれども、徴収に関わった後のそういった問題点とか、そういった話とか問題については、担当課の方には来ていないのかどうか。その辺についてはどうでしょうか。

○市民部参事(事) 国保年金課長(石毛 勝君)

納税相談と徴収につきましては、納税課の方で全面的にやられております。しかしながら保健医療をお使いになる保険者の方につきましては、窓口等において一番最初に私どもの方で相談を受けております。なおかつ、保険証が短期の方ですとか、これからご質問も前にありましたが、資格証明書等の方につきましては、私どもも交えて納税相談を行っていくということで、両課一体となって納税相談も行っているケースも非常に多くございます。

納税相談に納税課でやられていまして、その納税者の状況ですとか、そういうもので、例えば分割納付の額が決まったというものにつきましては、逐次、私どもの方にもご報告をい

ただいているところでございます。

○右山正美君

資格証明書については、後ほどやりますけれども、やはり国保そのものが、社会保障制度である。国民保健の向上に寄与すると、これがやはり目的とされているわけであります。そういった中で、そもそも滞納というのが出てくるんですけれども、これはやはり本当に高い保険税であるがために滞納が出てきているわけで、払えない加入者が悪いわけじゃないんですよ。八街市も平成16年にどういうことをやりましたか。能力に応じて支払わなければならない、そういったものを応益割の部分も引き上げて底上げをして、全体的に上げちゃったんですよ。そこから、ものすごい滞納が増えてきたわけなんですね。それは払えない人がどんどん増えることは当たり前なわけなんですよ。ですから、これは高い保険税に問題があるわけで、払えなくなるという加入者が悪いわけじゃないんですよ。その辺の分別というものをしっかりとやってほしいということなんです。

また、負担の公平性とか何とか、そういった答弁もされました。それはやはり公平性というものは、もう限界を乗り越えている。まさしく、構造的な問題があると、いみじくも市長の答弁でありましたけれども、こういった問題が国保の中に構造的にあるんですよ。だからこそ、そういった滞納とか、そういったものがどんどん増えてくるといふ、そういう結果になってくるわけですね。それで、全国的にもそうですけれども、命と健康を守るためのそういった制度が、これは多数の死亡者を生み出していることと、長期になって病院にかかれなく、死亡事件が発生する、こういったことも全国的には出ております。やはり国民全てが安心して医療を受けられるようにする、そういった国保でならなきゃならないのに、まさしく今はそれが逆行していると言わざるを得ないわけであります。

私は、日本共産党は市民の命と健康を守るために、やはり国保税を引き下げて、払える国保税にしていくということが、本当に必要だと。今まで必要なことはないというふうに、強く考えているんですけれども、平成16年に引き上げた応能・応益割を平等にして、引き上げた部分を、やはり今後検討して応能割合の検討、引き下げのための応能・応益割合の検討を考えなければいけないというふうに思うんですけれども、担当課はその辺についてはどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

保険税の引き下げにつきましては、以前からご質問もいただいておりますので、私どもも答弁の中では、いろいろなシミュレーションを重ねまして、平成16年度の保険税改定から今まで改定もせずに、現状維持ということでやってきておりますが、これを何とかやはり被保険者の皆様方が、よりきちっとした納税ができる、納付ができるという状況を、やはり私どもの方も理想として持っておりますので、何とか応能・応益割をシミュレーションしながら改定できないかということで、逐次やっておるところでございますが、昨年度、答弁にもございましたが、何とか収納率については、ある程度のところまで水準を上げたという中で、昨年度6千万円ほどの歳入歳出の今まではマイナスであった決算が、プラス

というところがございます。しかしながら、6千万円のプラスになったものにつきましては、即引き下げに充てられるかという状況は、非常に厳しいということでございまして、あとは私どもで考えております、先ほど申し上げましたとおり応能・応益をどういう形でやっていくかというところが課題であるというふうには考えております。

○右山正美君

ぜひ、応能・応益割を検討して、やはり払える国保税にしていく。そうすれば、やはり担当課の努力と同時に経済的な効果そのものも必要になってくるわけですけれども、住宅リフォームの問題もそうですけれども、そういった経済効果、波及と同時に国保税を払える、そういった状況を引き出していくということも大変重要だというふうに思います。

それで、資格証明書について伺いますが、資格証明書というのは、さまざま国会の中でも問題になりまして、子どもたちの保険証がないということで、国会で問題になりまして、これは早急に保険証を作ると。今、拡大して高校生まで、これは国保税を払っていなくても子どもたちには、それをやるんだというふうに、どんどん改善されました。

それから、問題は八街で今資格証明書は265世帯あるわけですが、経済的に困窮して医療を必要とする人は大人でも短期保険証を交付するように事務連絡が行っているわけだと思います。

また、インフルエンザとか、そういった問題に対しても医療を必要とする人には、資格証明書を出してはならないというふうに言われているんですよ。この辺について担当課はどのように考えているのか。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

資格証明書の交付につきましては、以前からご答弁をさせていただいている中で、基本的に私どもは資格証明書、保険証を取り上げるというような意味合いを持って交付しているということではございません。あくまでも、皆様方、被保険者の実態をお聞きしたいというのが、まず、私どもの第一の目的でございます。それにつきましては、資格証明書を交付する前には、それなりの私どもの方で被保険者の皆様方に、そういった機会を作りたいということで、お声がけをしております。しかしながら、それにも反応を示していただけない。こういう方々については、最終的な手段として資格証明書を交付しているということで、その後につきましては、先ほど市長の答弁でも申し上げましたが、緊急を要する病院に行かれるとか、そういった場合には、私どもの方は即短期保険証を交付しているという状況でございます。

○右山正美君

前段の担当課の課長の話だと、これは資格証明書は出せないんですよ。悪質な滞納者であることを自治体当局が証明できない限り、資格証明書の発行はできないというふうになっているわけで、これは前段の話は資格証明書を発行することはできないんですよ。後半で緊急時に病院に行かなければいけない、医療を必要とした人には、これは保険証を出さなければいけないと、そういう具合になっていますので、その辺の取り組みはしっかりとやっ

ていただきたいと、このように思います。

それから、市長答弁で限度額認定の問題を言われました。現在は滞納分を全額支払わないと発行してもらえないというふうになっているわけですが、やはりこれは滞納、役所と納税計画をしっかりと、相談してやって、分割納付している。これはやはり限度額認定証は発行すべきだと思うんですよ。これはやはり、そのことをやらないことによって、いろんな、さまざまな問題が悪の循環といいますか、なってくるわけですから。ぜひ、そのところは検討ではなくて、しっかりと納税計画をやっている人には、限度額認定証を発行すべきだと思いますよ。その辺についてどうでしょうか。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

滞納者と一概にいいますが、いろいろなケースがございます。極端に言いますと、数百万円というような滞納の方も、もちろんいらっしゃいますし、現年度分がどうしても今の状況としては払えないという方もいらっしゃいます。さまざまなケースの中で、全ての方々、滞納されている方々に、即限度額認定証を交付するんだということについては、私ども事務をやっている中では危険性があるというふうに考えております。

その中で、印旛管内、また県下でも、この限度額認定証の交付については、さまざまな議論がされておまして、私ども印旛管内でも今年度から何回かにわたって、限度額認定証交付についての検討を進めております。その中で、いろいろなケースがございますが、八街市でも行っております医療費の貸付制度というものもございまして、こういうものをうまく利用して貸し付けを本来ですと滞納されている方には、貸し付けも認めておらないところですが、そういうものの緩和を少しずつ進めていって、市からの貸付制度を使うとか、いろんなケースが今検討材料として印旛管内でも行われているところがございますので、私どもも積極的に、そういった面の資料を収集したい、研究してまいりたいというふうに考えております。

○右山正美君

市独自の単独で、そういった限度額認定証、これはやはり考えていく必要はもちろんありますし、そういう時期でもあります。それと同時に担当課が出している資料、これは貴重なものですよ。八街市の実態です。本当にはっきり言って。この実態があるにも関わらず、そういった国保の滞納をしているというのは、やはり私はこれは考えていかなければいけないんじゃないかと。やはり払える国保税にしていって。そして、市民の命と健康を守っていくという市独自の印旛管内なんてどうだっていいですよ。自分のところの国保税をどうするんだということを考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに、私は思います。

ぜひ、市民の命と健康を守るために、積極的な対応を求めまして、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（中田眞司君）

以上で、日本共産党、右山正美議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

7日から10日の4日間は、休日及び議案調査のため休会したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田眞司君)

異議なしと認めます。

7日から10日は、休会することに決定しました。

本日の日程は、全て終了しました。

本日の会議は、これで終了します。

11日は、午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

長時間、ご苦勞さまでした。

(散会 午後 3時35分)

+

+

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件

+

+

+